

岩泉町
高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)



令和6年3月
岩 泉 町

はじめに

介護保険制度は、平成12年（2000年）に創設されてから23年が経過し、高齢者の生活を支えるために不可欠なものとして広く定着しているところです。

今後更なる少子高齢化の進展が予想される中で、本町は、既に高齢化率が45%を超え、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する令和22年（2040年）には50%を超えると推計され、実に町民の方の2人に1人が高齢者になると予想されています。



本町においては、高齢者人口が減少していく一方でひとり暮らしや認知症の高齢者が増加の一途を辿っており、介護保険制度と高齢者福祉の持続可能性を確保するためには、中長期的視点に立った施策の構築・提供が急務であります。

このような状況を踏まえ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化を防止し、高齢期になっても健康でいきいきとした人生を過ごせるよう、住民や多様な主体が参加する健康づくりと介護予防に関する取組を一体的に推進し、健康寿命の延伸につながる地域づくりを目指すため、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「岩泉町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

今回の計画においては、第8期計画で取り組んだ「岩泉型地域包括ケアシステム」の構築への取組を引き継ぐこととし、地域全体で支え合い、町民一人ひとりが生きがいや幸福感を持ち、心豊かに暮らし続けられる地域づくりを目指し、「相互に支え合いながら安心していきいきと暮らせる地域づくり」を基本理念に掲げております。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防・健康づくりの推進、介護・福祉サービスの充実、安心して暮らせる環境の整備、介護保険事業の円滑な運営の取組を進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、さらには、高齢者のみならず、町民一人ひとりがそれぞれの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を目指し、具体的施策を推進してまいります。

本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様から感謝を申し上げますとともに、本計画の推進のため、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

岩泉町長 中居 健一

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の背景と趣旨.....	1
2. 計画の性格と位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の策定体制.....	3
5. 関連する法律の動向.....	3
6. 第9期介護保険事業計画における国の基本指針.....	4
第2章 岩泉町を取り巻く状況.....	7
1. 高齢者の現状.....	7
2. アンケート調査結果.....	12
第3章 今後の高齢者の状況.....	25
1. 高齢者人口の将来推計.....	25
2. 被保険者数の将来推計.....	26
3. 要支援・要介護認定者数の将来推計.....	27
第4章 計画の基本理念・基本目標.....	29
1. 基本理念.....	29
2. 基本目標.....	31
3. 計画の体系.....	32
4. 日常生活圏域.....	33
第5章 施策の展開.....	35
【基本目標1】 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）.....	35
【基本目標2】 介護・福祉サービスの充実.....	44
【基本目標3】 安心して暮らせる環境の整備.....	50
【基本目標4】 介護保険事業の円滑な運営.....	63
第6章 介護保険サービスの実績及び見込み.....	65
1. 居宅（予防）サービス.....	65
2. 地域密着型（介護予防）サービス.....	72
3. 施設サービス.....	74
第7章 介護保険サービス費用・介護保険料.....	77
1. 介護保険サービス給付費の実績及び推計.....	77
2. 介護保険料の算定手順.....	82
3. 介護保険の財源構成.....	83

4. 第9期の介護保険料.....	84
第8章 計画の推進について.....	87
1. 関係機関、地域との連携.....	87
2. 計画の進行管理.....	87
3. 保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用.....	88
資料編.....	89
1. 介護保険運営協議会.....	89
2. 岩泉町介護保険運営協議会委員名簿.....	90
3. 策定経過.....	91
4. 介護サービス事業所一覧（主な事業所）.....	92

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と趣旨

我が国の総人口は、長期の減少過程に入っており、令和13年（2031年）に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和38年（2056年）には1億人を割って9,965万人となり、令和52年（2070年）には8,700万人になると推計されています。

総人口が減少する中でも65歳以上人口が増加することにより高齢化率は上昇を続け、その数は令和19年（2037年）に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上になると見込まれています。令和25年（2043年）以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年（2070年）には国民の2.6人に1人が65歳以上となる社会が到来すると推計されています。

平成12年（2000年）に創設された高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである介護保険制度は、創設から20年以上が経過し、近年では介護サービスの需要増加に伴う介護サービス費の増加や介護従事者の人材不足等、様々な課題に直面しています。代表的なものとしましては、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）における地域包括ケアシステムの構築、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた地域共生社会の形成が喫緊の課題とされています。

本町においても、総人口が減少している一方で、高齢化率は上昇が続き、令和22年（2040年）には50%を超え、その後も上昇すると予想されています。生産年齢人口が減少し、高齢化率の上昇が続く中にあっても社会制度を持続していくためには、限りある社会の資源を有効に活用し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進させていくことが必要です。

本町では、「岩泉町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下、「前計画」という。）において、基本理念「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」を目指し、様々な取組を進めてきました。前計画の計画期間が終了することに伴い、各種施策の見直しを行って、今後の高齢者福祉・介護施策の方向性を明らかにし、事業を円滑に実施していくための指針として、新たに令和6年度から同8年度の3年間を期間とする「岩泉町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年（1963年）法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法（平成9年（1997年）法律第123号）第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体として策定し、高齢者に関する基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

□老人福祉計画

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における高齢者を対象とする支援事業や施策全般の方向性を定める計画。

□介護保険事業計画

介護保険サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込み、保険料の算定等に係る内容になっており、介護保険事業運営の基礎となる計画。

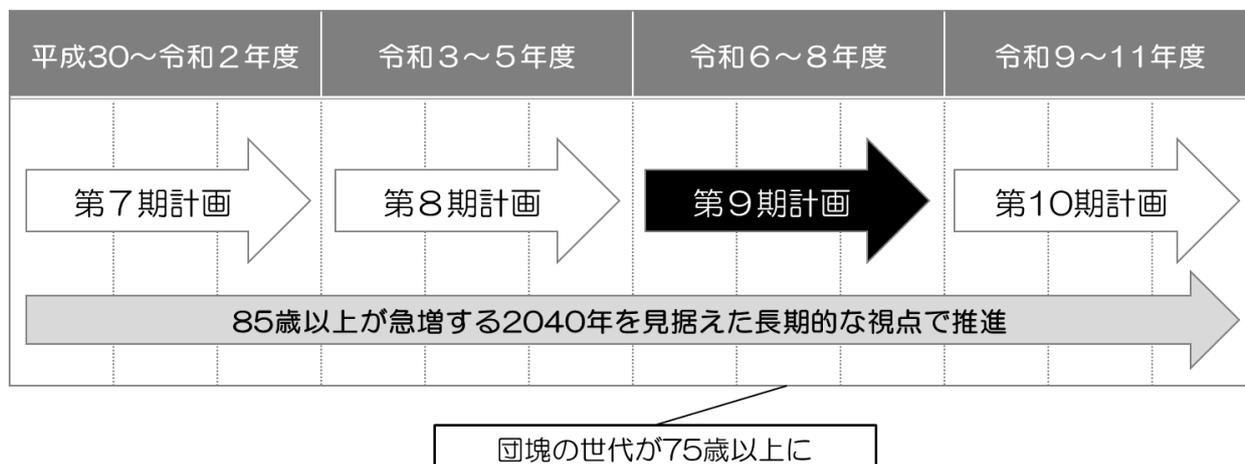
(2) 関連計画との位置づけ

本町の高齢者福祉に関する総合的計画として、本町の特性を踏まえるとともに、上位計画である「岩泉町未来づくりプラン」と整合性を図り策定する計画です。

また、福祉系の最上位計画である「岩泉町地域福祉計画」等、本町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から同8年度（2026年度）までの3年間とします。すべての団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年（2025年）を含むものであり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものです。なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。



4. 計画の策定体制

(1) 岩泉町介護保険運営協議会の開催

高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力のもとに、地域の実情に応じた事業展開が求められています。このため、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体の代表、サービス提供事業者、被保険者の代表など幅広い分野の関係者で構成する「岩泉町介護保険運営協議会」で審議を行い、計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、生活環境や生活支援サービスの必要性の把握及び新たな施策検討の基礎資料とすることを目的として、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するための「在宅介護の実態に関する調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、パブリックコメント制度に基づき、令和6年(2024年)1月～同2月に広く住民の方から本計画に関する意見を伺いました。

5. 関連する法律の動向

(1) 地域共生社会に関すること

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年(2017年)5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、社会福祉法が改正され、地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制作り(第106条の3)と、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。(第107条)

「社会福祉法」の一部改正の要旨

(平成30年(2018年)4月施行)

- 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加(第4条関係)
- 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を整備するよう努めるものとする(第106条の3関係)

これに伴い、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年(2021年)4月から施行されています。(第106条の4)

今後、高齢者福祉の施策を展開するにあたっては、複合課題が増加することが予想されることから、他分野連携・多職種連携など広範な視点による取組が求められます。

(2) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年（2023年）5月12日に成立し、同19日に公布されました。

改正の趣旨は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる、というものです。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の基本的な考え方としては、大胆な少子化対策によって人口減少の流れを変えると同時に、これからも続く超高齢社会に備えて、社会の持続可能性を高める対応を強化していくというものとなります。さらには、人々が地域社会とつながりながら安心して生活を送ることのできる社会の構築を目指すため、多様なニーズを有する人々を支える観点から、それぞれの地域において、医療・介護・福祉をはじめとする包括的なケアを提供する体制の整備が求められています。今後はより一層、地域住民の生活を守るために、住民同士が助け合う「互助」の機能を強化していくことが必要となっていきます。

6. 第9期介護保険事業計画における国の基本指針

介護保険法第116条第1項に基づき、国は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとなっています。市町村は基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされていることから、基本指針は計画作成上のガイドラインとなっています。

令和5年度に策定された基本指針の概要は次のとおりです。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 今後の高齢者の増減について関係者と共有し、介護サービス基盤整備のあり方を議論し、既存施設や事業所の今後のあり方も含めて検討する
- ② 住民の加齢により医療及び介護の効率的かつ効果的な提供が重要になることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を計画的に定めるよう努める
- ③ 在宅の要介護者の様々な介護ニーズに対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及を図る
- ④ 地域密着型サービスについて、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整をする
- ⑤ 訪問リハビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図る。そのため、介護老人保健施設等に対する協力要請や医療専門職の確保等の取組を行うけ合う「互助」の機能を強化していくことが必要

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 総合事業の充実化について、第9期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組む
- ② 総合事業の多様なサービス等において、地域住民の主体的な参画を促進していく
- ③ 総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、それぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設ける
- ④ 地域リハビリテーション支援を推進するため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行う
- ⑤ 家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組を行うとともに、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図る
- ⑥ 以下の取組等を通じた地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等
 - ・ 居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象を拡大及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務による一定の関与を図る
 - ・ 居宅介護支援事業所等、地域の拠点を活用したセンター業務の体制整備を推進
- ⑦ 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ⑧ 国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進
- ⑨ PDCA サイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組む。また、養護者に該当しない者からの虐待防止やセルフ・ネグレクト等についても高齢者の権利擁護業務として対応
- ⑩ 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれるため、住まいの確保
- ⑪ 自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を市町村が実施主体となって整備し、活用促進を図る
- ⑫ 保険者機能の強化として、給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ① ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組む
- ② ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進
- ③ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、離職防止、外国人材の受入環境整備
- ④ 都道府県主導の下で生産性向上に資する支援・施策を推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ⑤ 介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくため、指定申請や報酬請求等に係る標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて取り組む
- ⑥ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進
- ⑦ 高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を計画的に整備

第2章 岩泉町を取り巻く状況

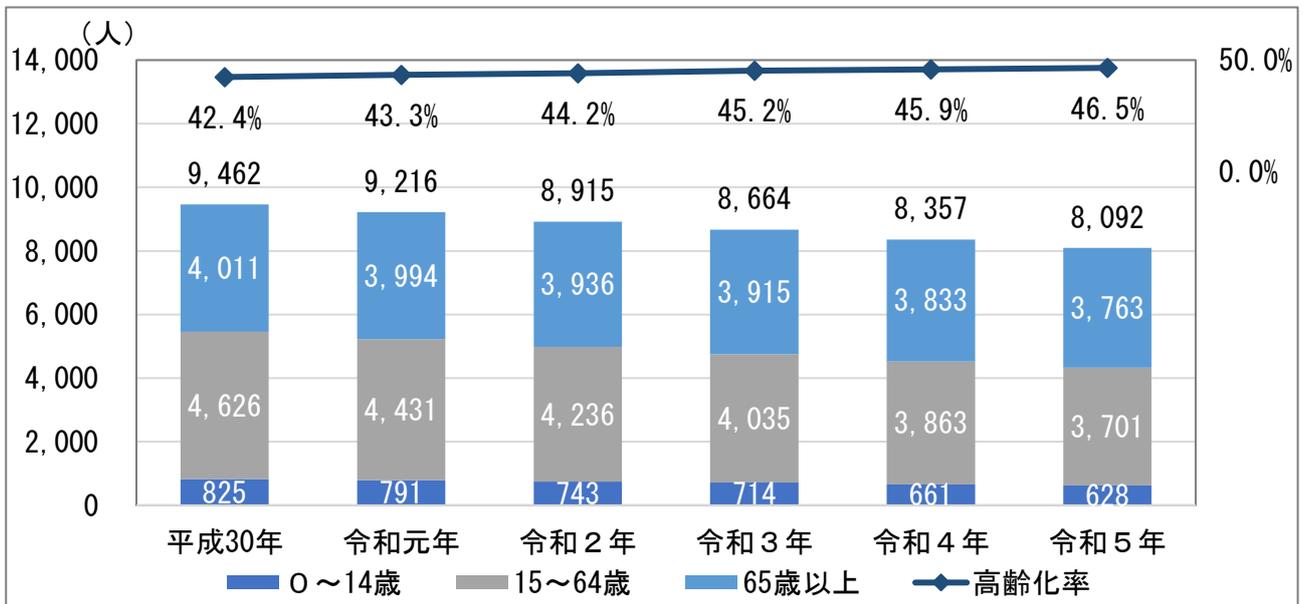
1. 高齢者の現状

(1) 高齢者人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和5年（2023年）では8,092人となっています。

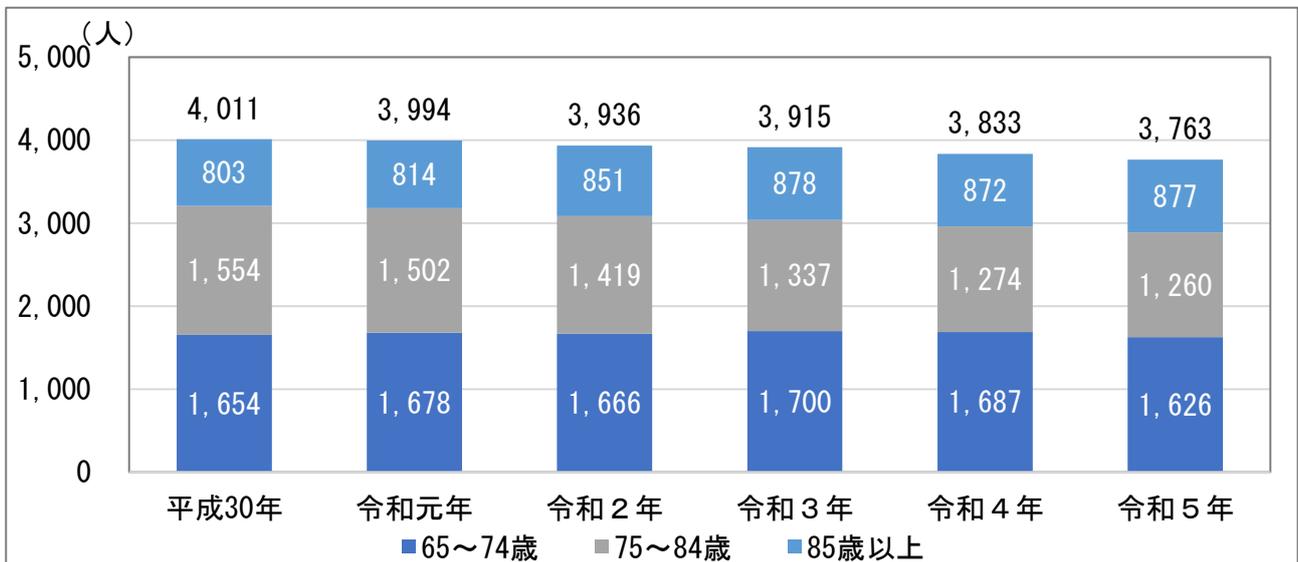
年齢3区分で見ると、65歳以上の高齢者人口も減少しており、令和5年（2023年）では3,763人で、高齢者人口割合（高齢化率）は46.5%となっています。令和4年（2022年）から同5年（2023年）にかけては、高齢者の年齢を3つに区分した場合、85歳以上の人口のみ増加しています。

□人口推移



資料：住民基本台帳 各年9月末日時点

□年齢区分別の高齢者数の推移



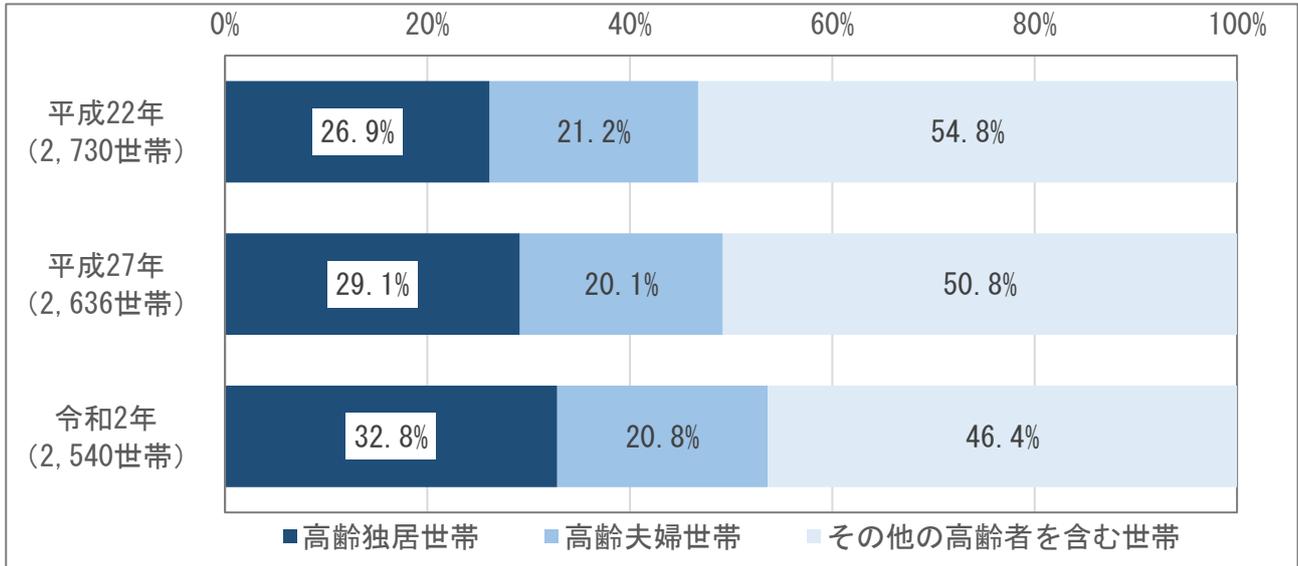
資料：住民基本台帳 各年9月末日時点

(2) 世帯構成の推移

本町では、高齢者のいる世帯数は減少傾向にあり、令和2年（2020年）では、2,540世帯に高齢者がいる状況です。

高齢者のいる世帯の中で高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても割合は増加していて、令和2年（2020年）では高齢独居世帯は32.8%、高齢夫婦世帯は20.8%まで増加しています。

□ 高齢者のいる世帯数の推移



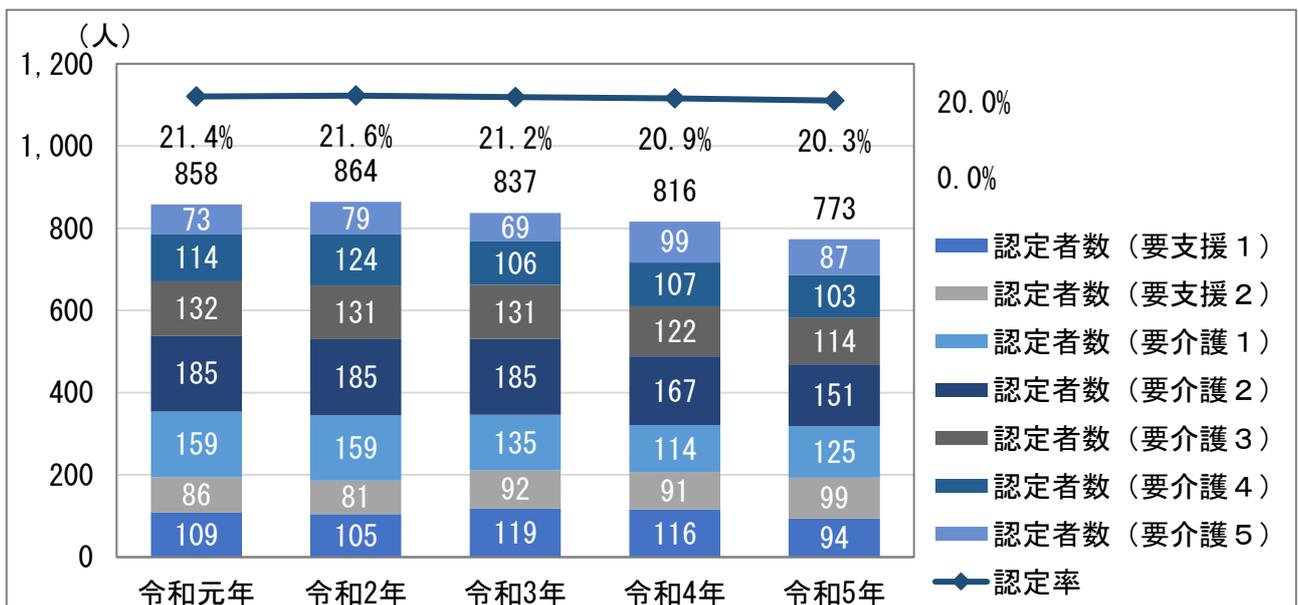
※「高齢夫婦世帯」は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯数を意味します。

資料：国勢調査

(3) 要介護認定者の推移

本町の介護保険被保険者数の推移をみると緩やかに減少しています。令和5年（2023年）には認定率が20.3%となっています。

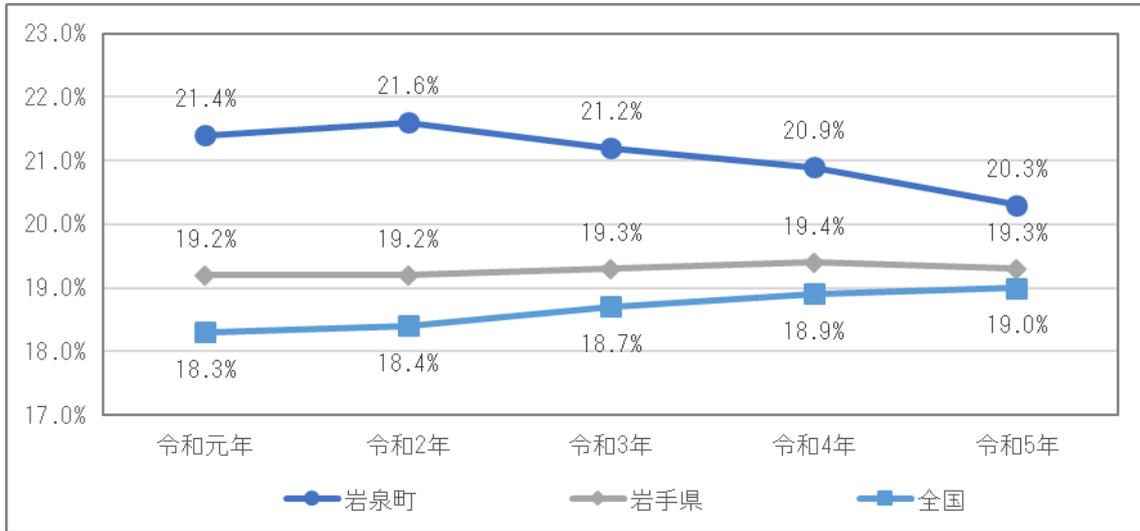
□ 認定者数と認定率の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

本町の認定率の水準は、全国、岩手県と比較して高い水準で推移しています。

□認定率の推移

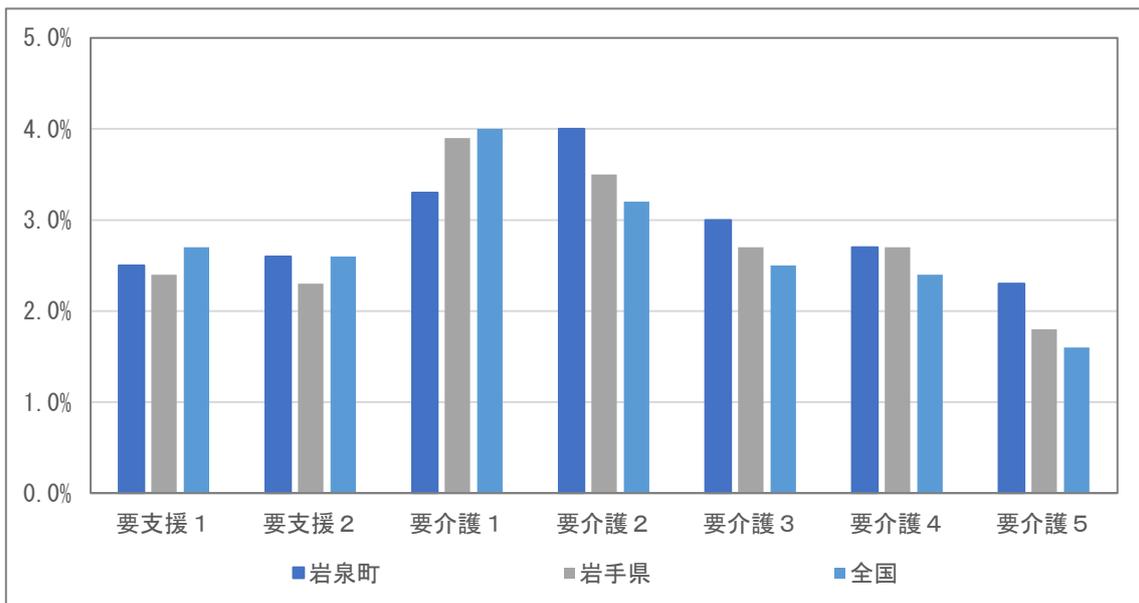


資料：地域包括ケア「見える化」システム

要介護認定区分ごとの認定率は、岩手県、全国と比較すると、要介護2・3・5の割合が高くなっています。

□要介護認定区分ごとの認定率（令和5年（2023年）3月末時点）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
岩泉町	2.5%	2.6%	3.3%	4.0%	3.0%	2.7%	2.3%
岩手県	2.4%	2.3%	3.9%	3.5%	2.7%	2.7%	1.8%
全国	2.7%	2.6%	4.0%	3.2%	2.5%	2.4%	1.6%

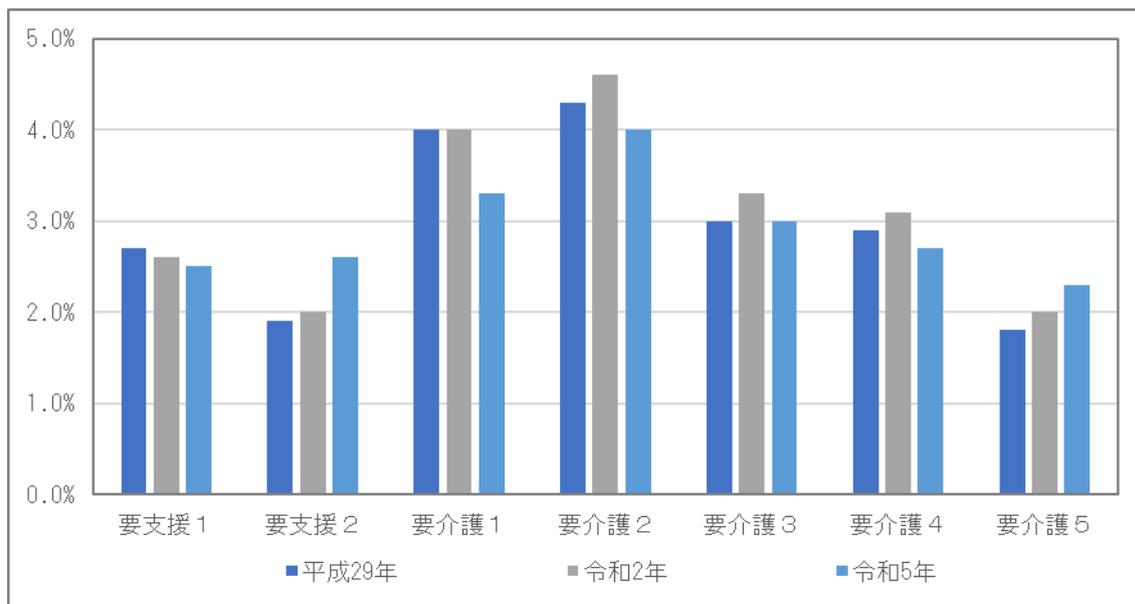


資料：地域包括ケア「見える化」システム

要介護認定区分ごとの認定率を経年でみると、平成 29 年（2017 年）から令和 5 年（2023 年）（前計画期間）にかけて、割合が増加しているのは要支援 2 及び要介護 5 のみです。

□ 要介護認定区分ごとの認定率（各年 3 月末）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
平成 29 年	2.7%	1.9%	4.0%	4.3%	3.0%	2.9%	1.8%
令和 2 年	2.6%	2.0%	4.0%	4.6%	3.3%	3.1%	2.0%
令和 5 年	2.5%	2.6%	3.3%	4.0%	3.0%	2.7%	2.3%

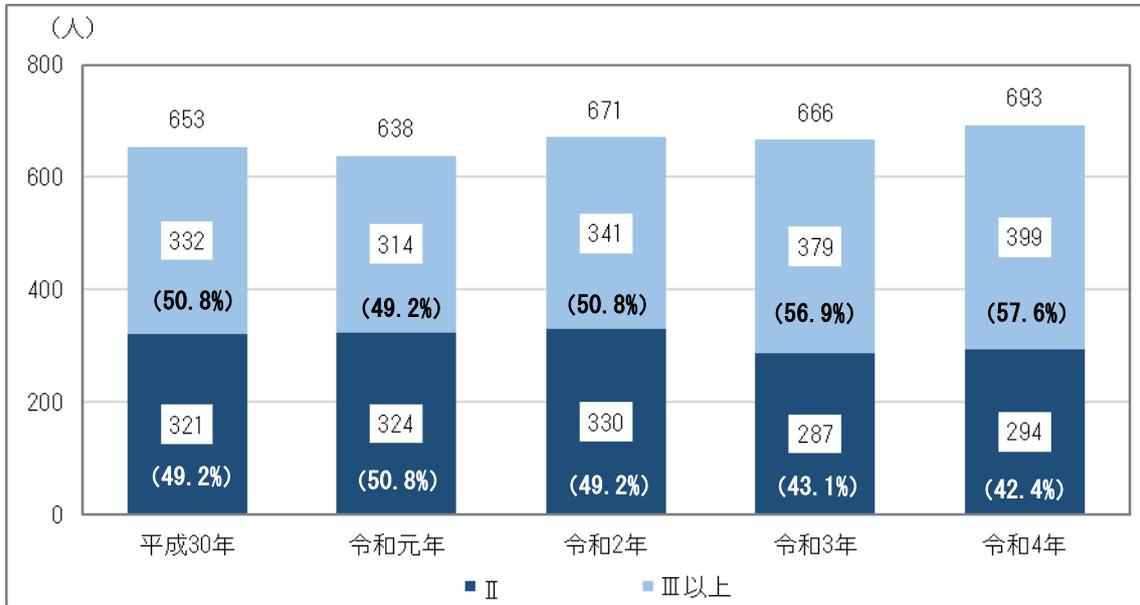


資料：地域包括ケア「見える化」システム

(4) 認知症高齢者数の推移

要介護認定を受けている人のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」において、見守りが必要な自立度Ⅱや介護が必要な自立度Ⅲ以上にあたる人は、いずれも令和4年（2022年）は令和3年（2021年）よりも増加しています。

□ 認知症高齢者数の推移



出典：本町調べ

2. アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

本調査は、本計画を策定するにあたり、本町の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況及び福祉・介護保険事業に関する意見などを伺い、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

□調査対象・実施方法・実施時期

区分	調査対象	調査の実施時期	調査票配布数	有効回答数【率】
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	町内在住の65歳以上の高齢者（要介護1～5の認定を受けている方を除く）	令和5年7月～8月	1,000件	598件【59.8%】
② 在宅介護実態調査	町内在住の要介護認定者のうち、在宅で生活している方	同上	200件	99件【49.5%】

調査方法：郵送による配布・回収

調査結果の表記及び注意点について

- 比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって合計が100.0%を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数（回収者数）は、“全体（n=〇〇）”として掲載し、各比率は回答者数を100.0%として算出しました。なお、「n」は設問の回答数です。
- 1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい設問では、各回答の合計比率が100.0%を超える場合があります。
- 本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合があります。
- 「 」は1つの選択肢を、『 』は複数の選択肢を合わせた表現を示しています。〈 〉は調査項目を表します。

(2) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

① 介護・介助が必要になった主な原因

全体では、「高齢による衰弱」が26.2%と最も高く、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が15.5%、「糖尿病」が14.3%と続いています。

年齢別では、70～74歳で「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が26.3%と高くなっています。

Q. 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか（いくつでも）

※介護が必要か否かの設問において「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」「現在、何らかの介護を受けている」と回答された方のみ

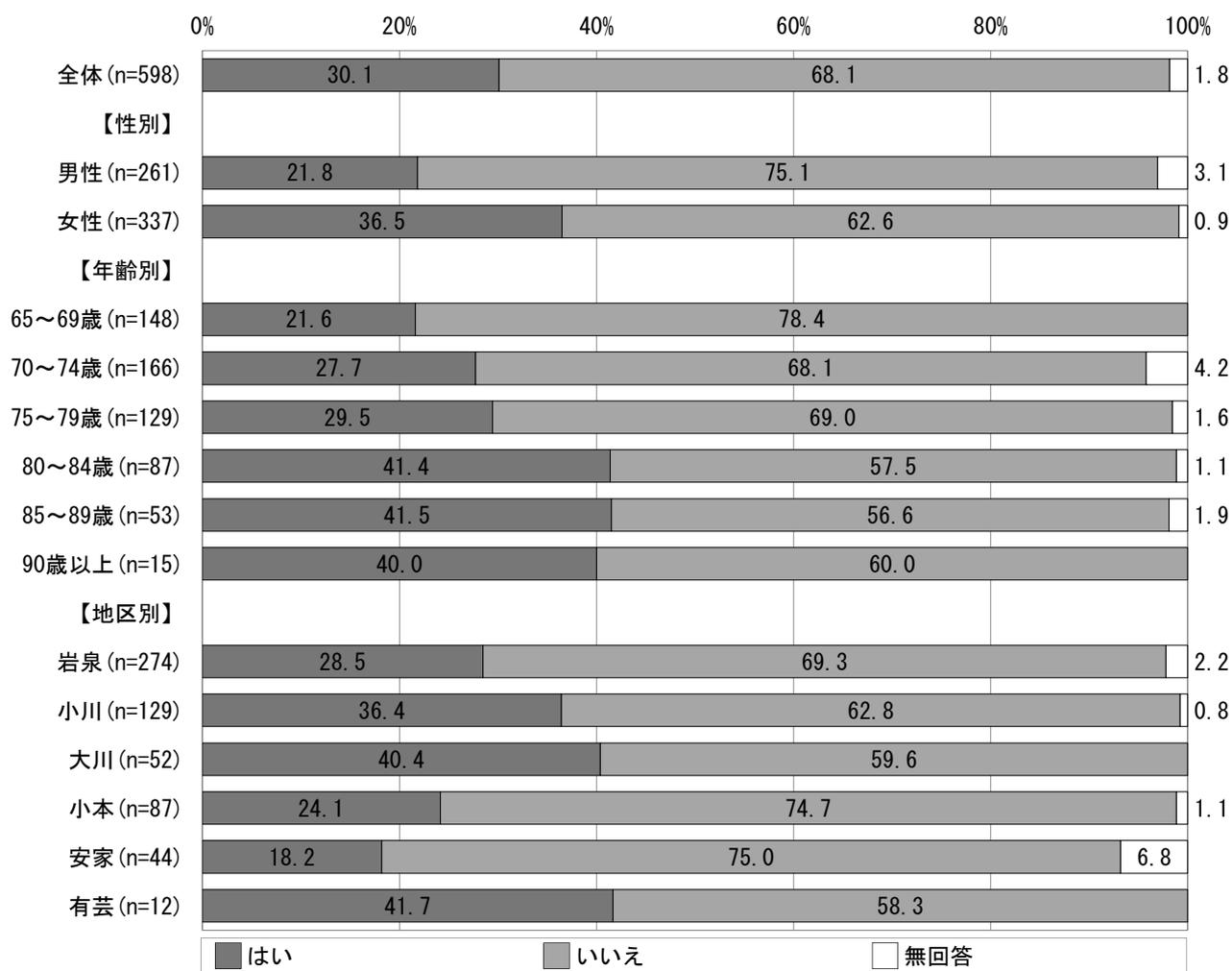
(%)	高齢による衰弱	脳卒中（脳出血・脳梗塞等）	糖尿病	関節の病気（リウマチ等）	視覚・聴覚障がい	心臓病	認知症（アルツハイマー病等）	がん（悪性新生物）	骨折・転倒	脊椎損傷	腎疾患（透析）	呼吸器の病気（肺気腫・肺炎等）	パーキンソン病	その他	不明	無回答
全体 (n=84)	26.2	15.5	14.3	13.1	10.7	6.0	4.8	3.6	3.6	3.6	2.4	1.2	0.0	15.5	0.0	20.2
【性別】																
男性 (n=34)	23.5	20.6	14.7	2.9	11.8	8.8	8.8	5.9	0.0	2.9	2.9	2.9	0.0	14.7	0.0	23.5
女性 (n=50)	28.0	12.0	14.0	20.0	10.0	4.0	2.0	2.0	6.0	4.0	2.0	0.0	0.0	16.0	0.0	18.0
【年齢別】																
65～69歳 (n=7)	14.3	0.0	28.6	14.3	28.6	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0	42.9	0.0	14.3
70～74歳 (n=19)	5.3	26.3	10.5	15.8	10.5	0.0	0.0	10.5	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	15.8	0.0	15.8
75～79歳 (n=14)	7.1	21.4	21.4	7.1	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	7.1	0.0	14.3	0.0	21.4
80～84歳 (n=23)	34.8	8.7	17.4	17.4	8.7	8.7	4.3	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	17.4	0.0	17.4
85～89歳 (n=15)	60.0	6.7	0.0	6.7	13.3	13.3	6.7	0.0	6.7	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
90歳以上 (n=6)	33.3	33.3	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7
【地区別】																
岩泉 (n=40)	27.5	20.0	17.5	12.5	7.5	0.0	7.5	5.0	0.0	5.0	0.0	2.5	0.0	17.5	0.0	20.0
小川 (n=22)	31.8	9.1	22.7	22.7	13.6	13.6	4.5	0.0	4.5	4.5	9.1	0.0	0.0	22.7	0.0	4.5
大川 (n=7)	28.6	14.3	0.0	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	14.3
小本 (n=8)	12.5	12.5	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5
安家 (n=5)	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0
有芸 (n=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0

② 外出を控えているか

全体では、「はい」が30.1%、「いいえ」が68.1%となっています。

性別では「はい」は、女性（36.5%）が男性（21.8%）を14.7ポイント上回っています。

Q. 外出を控えていますか



③ 外出するために有効なこと

全体では、「タクシー利用の助成」が19.4%と最も高く、「補聴器の購入補助」と「尿取りパット等購入代の助成」が、それぞれ10.0%と続いています。

性別では「補聴器の購入補助」は、男性（17.5%）が女性（6.5%）を11.0ポイント上回っています。

Q. 積極的に外出するために、有効だと思うことは何ですか（3つまで）

※「外出を控えていますか」の設問において「はい」の方のみ

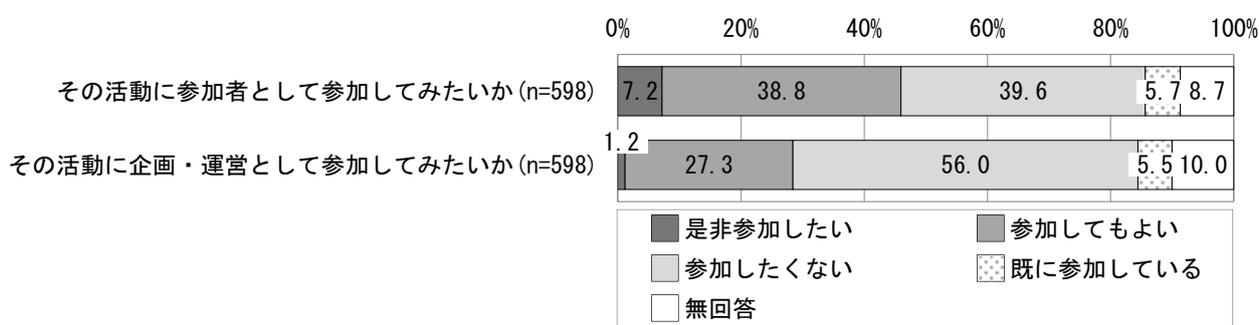
(%)	タクシー利用の助成	補聴器の購入補助	尿取りパット等購入代の助成	介護予防教室の開催	地域で役割を持つ（軽作業の依頼など）	お祭り等イベントの開催	その他	特になし	わからない	無回答
全体 (n=180)	19.4	10.0	10.0	7.8	7.8	6.7	5.6	21.7	15.6	18.9
【性別】										
男性 (n=57)	12.3	17.5	8.8	5.3	8.8	7.0	8.8	26.3	14.0	17.5
女性 (n=123)	22.8	6.5	10.6	8.9	7.3	6.5	4.1	19.5	16.3	19.5
【年齢別】										
65～69歳 (n=32)	12.5	6.3	6.3	6.3	9.4	9.4	9.4	28.1	25.0	12.5
70～74歳 (n=46)	13.0	6.5	4.3	6.5	13.0	10.9	4.3	15.2	17.4	23.9
75～79歳 (n=38)	15.8	7.9	10.5	10.5	7.9	2.6	5.3	23.7	10.5	23.7
80～84歳 (n=36)	27.8	11.1	13.9	5.6	2.8	5.6	5.6	19.4	19.4	19.4
85～89歳 (n=22)	36.4	22.7	13.6	13.6	0.0	4.5	4.5	22.7	4.5	9.1
90歳以上 (n=6)	16.7	16.7	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0	33.3	0.0	16.7
【地区別】										
岩泉 (n=78)	20.5	9.0	9.0	7.7	3.8	3.8	6.4	25.6	12.8	20.5
小川 (n=47)	23.4	10.6	17.0	4.3	6.4	14.9	2.1	14.9	17.0	19.1
大川 (n=21)	9.5	9.5	4.8	4.8	9.5	0.0	9.5	28.6	28.6	14.3
小本 (n=21)	19.0	14.3	9.5	14.3	23.8	0.0	9.5	19.0	14.3	9.5
安家 (n=8)	12.5	12.5	0.0	12.5	12.5	12.5	0.0	25.0	12.5	25.0
有芸 (n=5)	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	40.0

④ 活動への参加

「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた『参加の意欲がある』は<その活動に参加者として参加してみたいか>で46.0%となっている一方で、<その活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいか>では28.5%となっています。

Q. 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

Q. 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか



⑤ 利用したい支援

全体では、「庭の草取り、植木の手入れ、軽微な農作業などの支援」が21.7%と最も高く、「食事の配達、買い物や病院など外出先への送迎支援」が17.9%、「話し相手や相談相手、声かけなどの見守り支援」が13.7%と続いています。

Q. 在宅生活を継続するうえで、利用したい支援はどれですか（いくつでも）

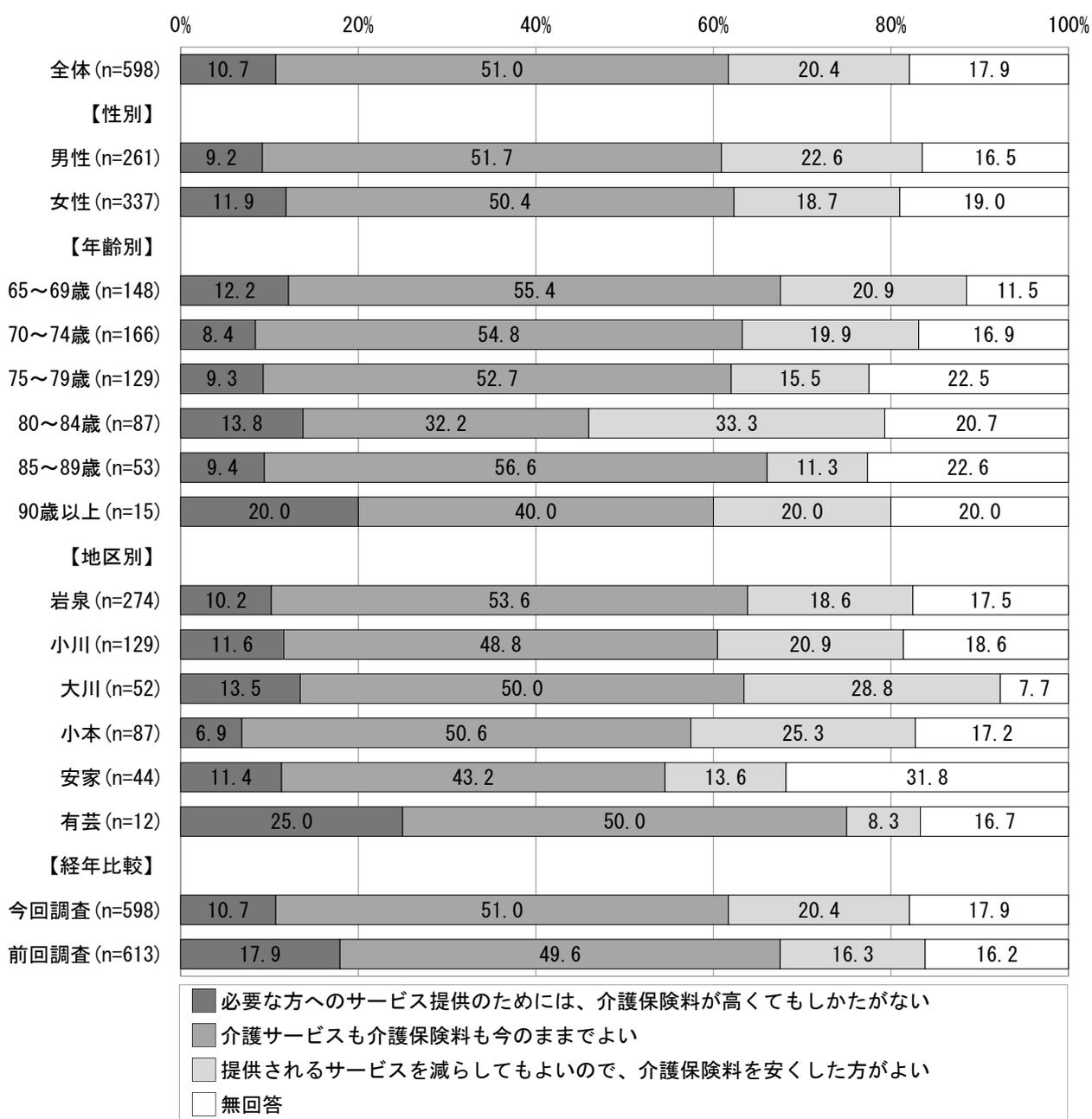
(%)	庭の草取り、軽微な農作業などの支援	食事の配達、買い物や病院など外出先への送迎支援	声かけなどの見守り支援	話し相手や相談相手、声かけなどの見守り支援	付き添い、公共機関や病院、金融機関への送迎支援	ゴミ出し・分別、掃除・洗濯などの家事支援	買物の代行や付き添い支援	お茶飲みや体操など、交流の場の提供支援	郵便物の確認、広報紙などの代筆、書類の代筆支援	ペットの世話や預かり支援	その他	ない	無回答
全体 (n=598)	21.7	17.9	13.7	13.4	13.0	12.2	10.9	8.0	5.0	2.3	2.5	35.8	19.7
【性別】													
男性 (n=261)	20.7	16.5	13.4	14.9	15.3	13.8	11.5	6.9	4.6	3.8	3.4	41.4	16.1
女性 (n=337)	22.6	19.0	13.9	12.2	11.3	11.0	10.4	8.9	5.3	1.2	1.8	31.5	22.6
【年齢別】													
65～69歳 (n=148)	25.7	21.6	14.9	16.9	12.8	14.2	12.8	6.8	3.4	3.4	2.0	42.6	8.1
70～74歳 (n=166)	18.1	16.3	10.8	13.9	13.9	15.1	12.7	7.8	4.2	1.8	2.4	33.7	24.1
75～79歳 (n=129)	17.1	14.7	13.2	8.5	8.5	7.8	9.3	3.9	3.1	0.8	3.9	44.2	22.5
80～84歳 (n=87)	26.4	16.1	13.8	10.3	14.9	8.0	6.9	11.5	5.7	2.3	1.1	28.7	26.4
85～89歳 (n=53)	24.5	22.6	18.9	20.8	17.0	15.1	11.3	13.2	11.3	3.8	3.8	17.0	22.6
90歳以上 (n=15)	26.7	20.0	20.0	6.7	20.0	13.3	6.7	20.0	20.0	6.7	0.0	26.7	13.3
【地区別】													
岩泉 (n=274)	20.8	15.0	11.7	11.3	12.4	11.7	10.6	7.7	5.5	2.9	2.6	38.3	20.8
小川 (n=129)	19.4	25.6	11.6	16.3	12.4	10.1	10.1	7.0	4.7	3.1	2.3	34.1	18.6
大川 (n=52)	30.8	21.2	15.4	13.5	13.5	19.2	11.5	11.5	5.8	0.0	3.8	32.7	13.5
小本 (n=87)	20.7	14.9	18.4	16.1	11.5	12.6	12.6	4.6	1.1	2.3	3.4	37.9	18.4
安家 (n=44)	25.0	15.9	22.7	11.4	20.5	11.4	11.4	15.9	6.8	0.0	0.0	27.3	22.7
有芸 (n=12)	25.0	16.7	8.3	16.7	16.7	16.7	8.3	8.3	16.7	0.0	0.0	25.0	33.3

⑥ 介護サービスと介護保険料について

全体では、「介護サービスも介護保険料も今のままでよい」が51.0%と最も高く、「提供されるサービスを減らしてもよいので、介護保険料を安くした方がよい」が20.4%、「必要な方へのサービス提供のためには、介護保険料が高くてもしかたがない」が10.7%と続いています。

年齢別では、80～84歳で「提供されるサービスを減らしてもよいので、介護保険料を安くした方がよい」が33.3%と高くなっています。

Q. 介護サービスと介護保険料のあり方について、どのように感じますか



⑦ 在宅生活を続けるために必要とする支援

全体では、「近隣の人がお互いに声かけや見守りを行うこと」が33.9%と最も高くなっています。

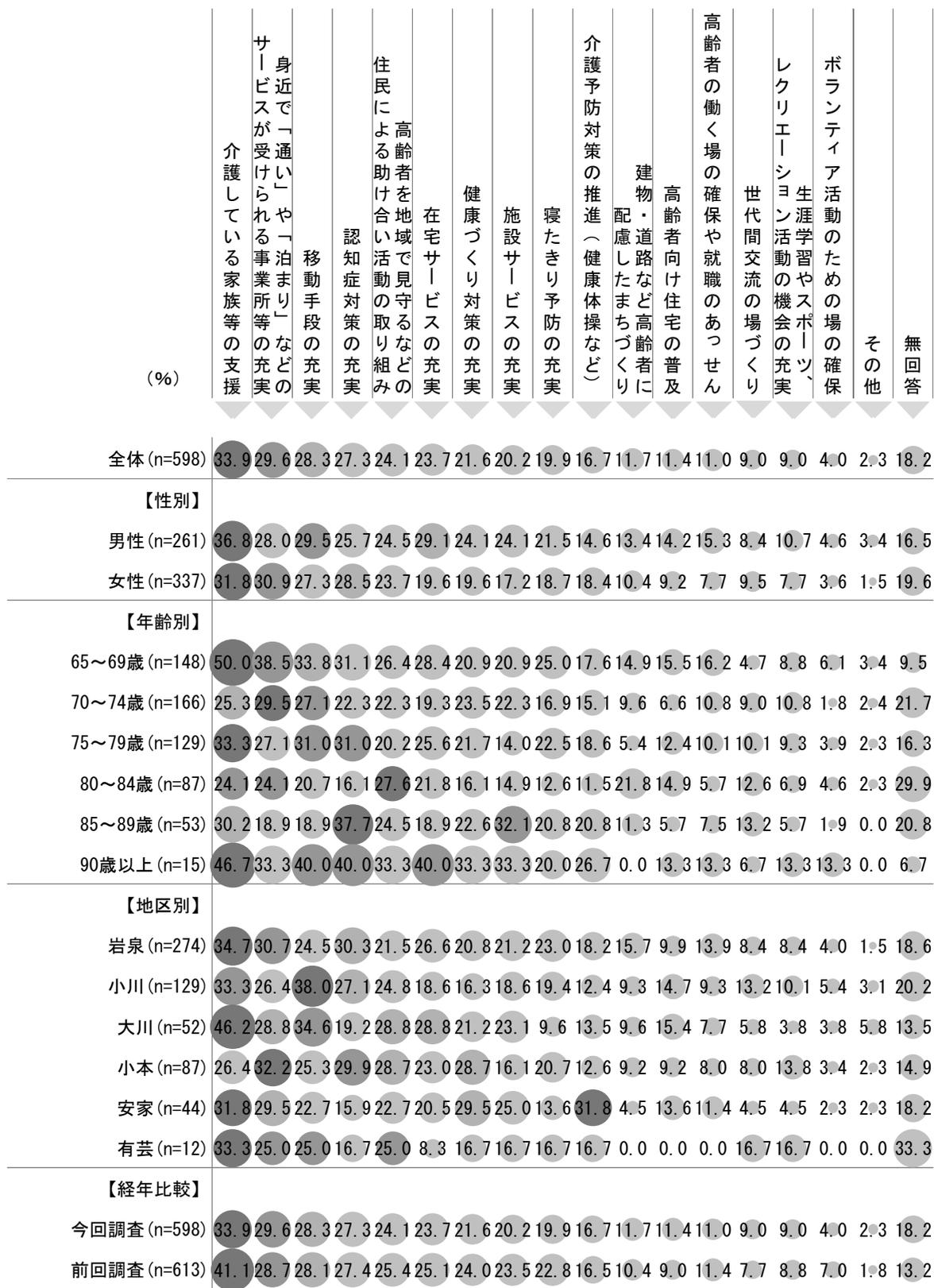
Q. 高齢者に対してどのような支援があれば、身近な地域や自宅での生活を続けていくことができると思いますか（3つまで）

(%)	声かけや近隣の人がお互いに	必要なとき、施設に宿泊できること	災害時にも地域で暮らせること	相談できる窓口が身近にあること	気軽に介護のことなどについて訪問看護が利用できること	買い物や通院時などの介助や送迎	買物や通院時などの介助や送迎	日中の活動や交流できる場があること	段差解消などの住宅改修	手すりの取り付けや	窓ふき、ゴミ出しなど	簡単な日常生活への支援（電球の交換や	在宅や通所でのリハビリテーションが十分できること	契約や財産管理の手続きを援助してもらえること	特にな	その他	無回答
全体(n=598)	33.9	29.4	28.9	26.4	26.1	23.9	12.9	12.2	10.0	9.0	3.0	6.7	1.2	11.0			
【性別】																	
男性(n=261)	29.9	28.4	26.1	28.4	28.4	22.6	13.0	12.6	9.2	10.0	3.4	8.4	1.9	11.1			
女性(n=337)	37.1	30.3	31.2	24.9	24.3	24.9	12.8	11.9	10.7	8.3	2.7	5.3	0.6	11.0			
【年齢別】																	
65～69歳(n=148)	39.9	35.1	30.4	24.3	32.4	33.1	10.1	14.2	16.2	10.1	6.1	3.4	0.7	5.4			
70～74歳(n=166)	31.3	27.7	25.3	28.3	19.9	20.5	16.9	11.4	6.6	10.2	2.4	9.0	0.6	10.8			
75～79歳(n=129)	36.4	27.1	31.0	31.8	27.9	20.2	12.4	10.9	5.4	10.1	0.8	6.2	2.3	11.6			
80～84歳(n=87)	26.4	20.7	33.3	17.2	23.0	19.5	10.3	12.6	10.3	8.0	1.1	9.2	1.1	17.2			
85～89歳(n=53)	34.0	35.8	22.6	34.0	32.1	28.3	13.2	11.3	7.5	1.9	3.8	5.7	1.9	15.1			
90歳以上(n=15)	26.7	40.0	33.3	6.7	13.3	13.3	13.3	13.3	33.3	6.7	6.7	6.7	0.0	13.3			
【地区別】																	
岩泉(n=274)	28.8	28.8	28.1	26.6	27.0	19.3	11.3	13.9	10.9	9.9	2.6	6.6	1.1	12.4			
小川(n=129)	39.5	25.6	30.2	24.0	24.0	31.8	13.2	9.3	12.4	9.3	3.9	8.5	0.0	11.6			
大川(n=52)	50.0	34.6	19.2	30.8	23.1	34.6	5.8	19.2	17.3	5.8	1.9	1.9	1.9	7.7			
小本(n=87)	32.2	31.0	34.5	27.6	29.9	21.8	17.2	10.3	4.6	6.9	4.6	8.0	3.4	6.9			
安家(n=44)	29.5	36.4	29.5	20.5	27.3	22.7	18.2	6.8	2.3	9.1	0.0	6.8	0.0	15.9			
有芸(n=12)	50.0	25.0	33.3	41.7	8.3	16.7	25.0	8.3	0.0	16.7	8.3	0.0	0.0	0.0			
【経年比較】																	
今回調査(n=598)	33.9	29.4	28.9	26.4	26.1	23.9	12.9	12.2	10.0	9.0	3.0	6.7	1.2	11.0			
前回調査(n=613)	33.3	32.3	25.4	30.2	23.5	20.1	18.9	7.2	6.7	1.6	1.8	5.5	2.0	8.8			

⑧ 拡充を求める施策

全体では、「介護している家族等の支援」が 33.9%と最も高く、「身近で「通い」や「泊まり」などのサービスが受けられる事業所等の充実」が 29.6%、「移動手手段の充実」が 28.3%と続いています。

Q. 高齢者福祉について、今後どのような施策の拡充が重要とお考えですか（いくつでも）



(2) 在宅介護実態調査

① 介護離職

全体では、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が66.1%と最も高く、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が6.5%と続いています。

なお、人口規模が5万人未満の全国の市町村の平均値(9.5%)よりも低い値となっています。

(参照：全国の在宅介護実態調査データの集計・分析結果〔概要版〕 令和5年8月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

Q. ご家族やご親族の中で、ご本人（調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）（いくつでも）

(%)	介護のために家族・親族は仕事を辞めなかった	主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）	主な介護者以外（家族・親族が）仕事を辞めた（転職除く）	主な介護者が転職した	主な介護者以外の家族・親族が転職した	わからない	無回答
全体 (n=62)	66.1	6.5	0.0	0.0	0.0	3.2	24.2
【要介護度】							
要介護1・2 (n=50)	68.0	4.0	0.0	0.0	0.0	4.0	24.0
要介護3～5 (n=12)	58.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0

② 介護保険サービス以外で利用している支援・サービス

全体では、「外出同行（通院、買い物など）」が9.1%と最も高く、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が6.1%、「配食」と「掃除・洗濯」と「ゴミだし」が、それぞれ5.1%と続いています。

Q. 「介護保険サービス以外」で、現在利用している支援・サービスについて、ご回答ください（いくつでも）

※総合事業に基づく支援・サービスは、「介護保険サービス」に含めます

(%)	外出同行（通院、買い物など）	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	配食	掃除・洗濯	ゴミだし	調理	買い物（宅配は含まない）	見守り、声かけ	サロンなどの定期的な通いの場	その他	利用していない	無回答
全体 (n=99)	9.1	6.1	5.1	5.1	5.1	3.0	2.0	2.0	2.0	7.1	56.6	13.1
【要介護度】												
要介護1・2 (n=74)	10.8	2.7	6.8	6.8	6.8	4.1	2.7	2.7	2.7	6.8	55.4	13.5
要介護3～5 (n=24)	4.2	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	58.3	12.5

③ 在宅生活の継続に必要な支援・サービス

全体では、「外出同行（通院、買物など）」が26.3%と最も高く、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が25.3%、「掃除・洗濯」が19.2%と続いている。

Q. 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください（いくつでも）

※介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともに含みます

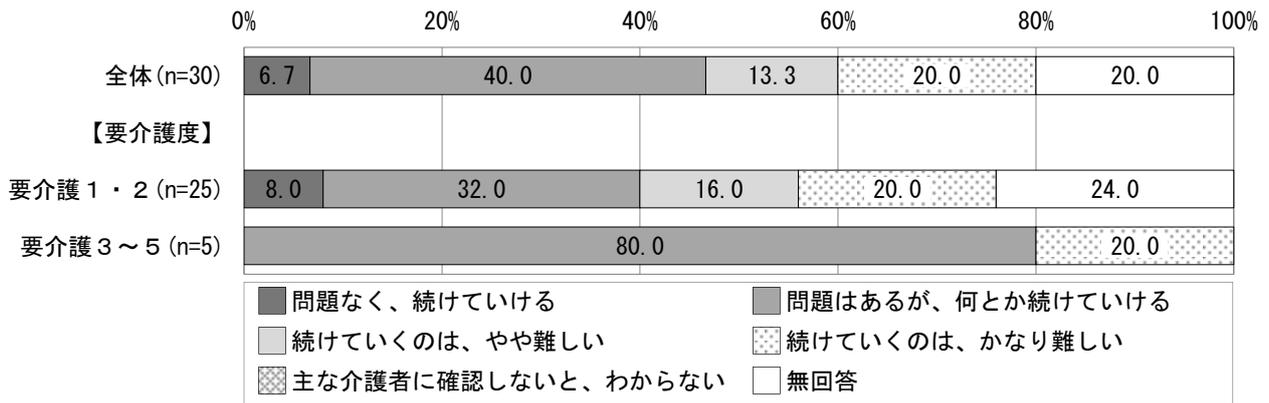
(%)	外出同行（通院、買物など）	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	掃除・洗濯	配食	見守り、声かけ	調理	ゴミだし	買物（宅配は含まない）	サロンなどの定期的な通いの場	その他	特になし	無回答
全体 (n=99)	26.3	25.3	19.2	18.2	18.2	15.2	14.1	9.1	8.1	2.0	32.3	16.2
【要介護度】												
要介護1・2 (n=74)	27.0	23.0	18.9	16.2	14.9	13.5	12.2	6.8	5.4	2.7	31.1	17.6
要介護3～5 (n=24)	25.0	33.3	20.8	25.0	29.2	20.8	20.8	16.7	16.7	0.0	33.3	12.5

④ 仕事と介護の両立

全体では、「問題はあるが、何とか続けていける」が40.0%と最も高く、「続けていくのは、かなり難しい」が20.0%、「続けていくのは、やや難しい」が13.3%と続いています。

Q. 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか

※「現在の勤務形態」の設問において、「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」の方のみ



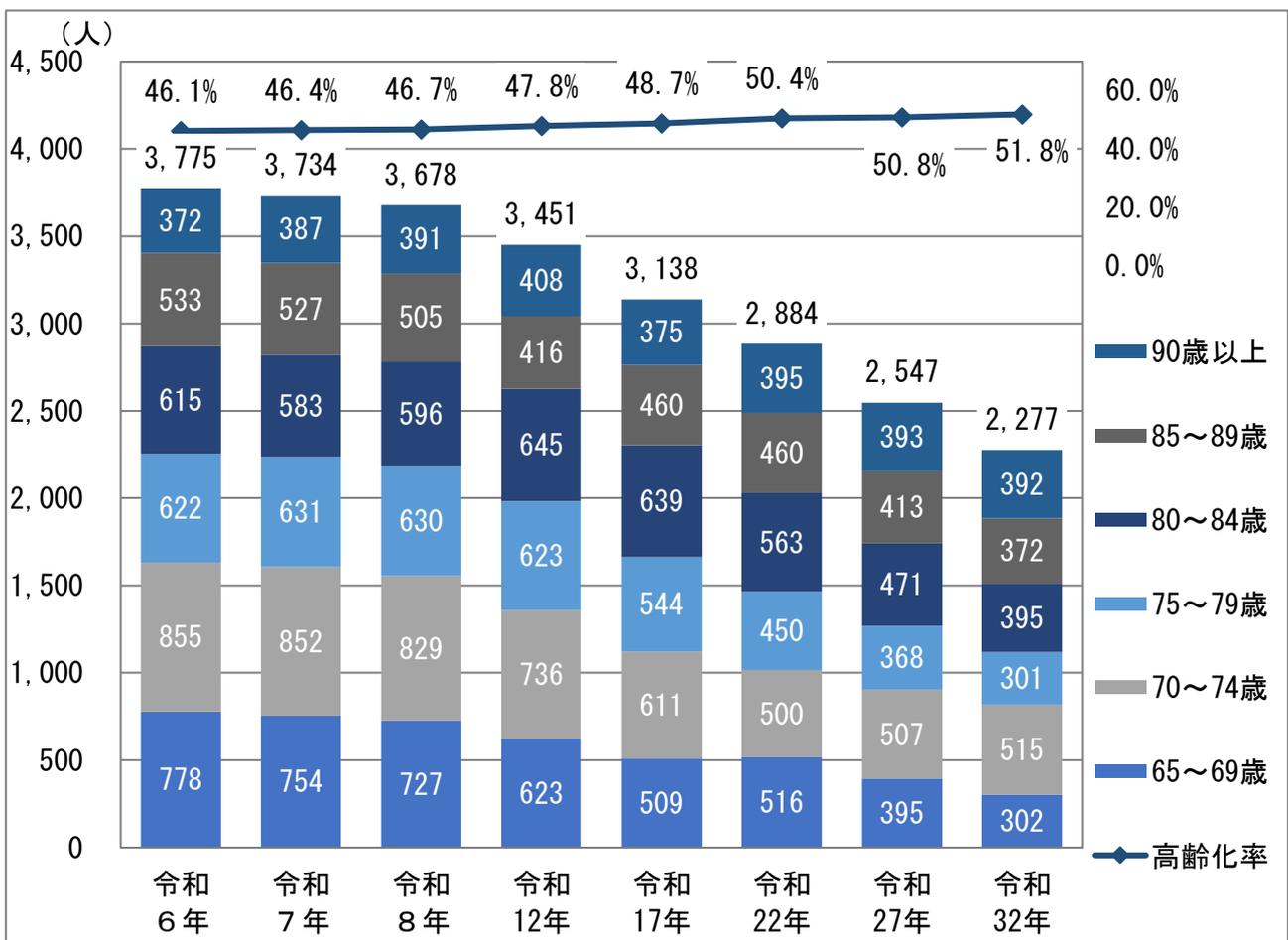
第3章 今後の高齢者の状況

1. 高齢者人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口推計によると、計画期間中の高齢者人口は、減少傾向で推移することが見込まれ、令和8年（2026年）では3,678人と推計されます。

また、本計画開始から16年後の令和22年（2040年）においては、高齢者人口が2,884人、令和32年（2050年）においては、2,277人まで減少する見通しです。

□ 高齢者人口の推計



← 本計画期間 →

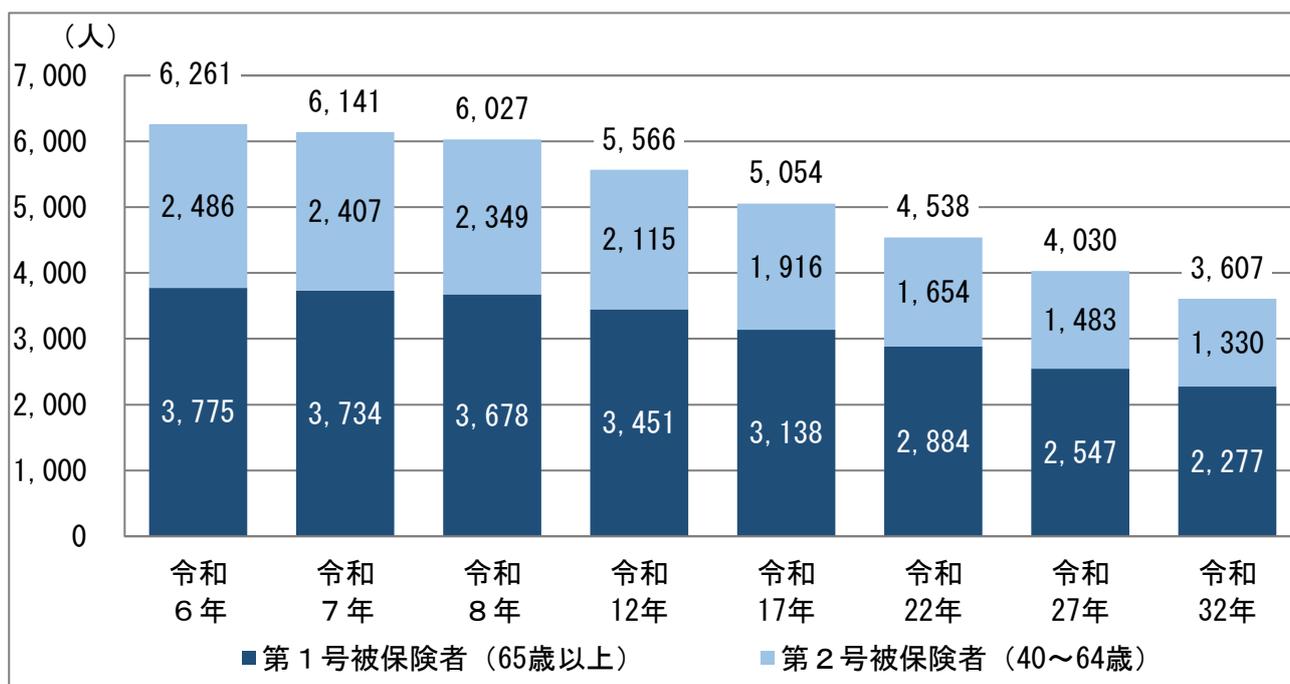
資料：地域包括ケア「見える化」システム

2. 被保険者数の将来推計

推計人口から、計画期間中の介護保険の第1号及び第2号被保険者数の今後の増減をみると、65歳以上の第1号被保険者、40～64歳の第2号被保険者とも減少傾向と見込まれます。

計画期間の最終年度の令和8年（2026年）には第1号被保険者が3,678人、第2号被保険者が2,349人、合計で6,027人になると見込まれます。

□被保険者数の推計



← 本計画期間 →

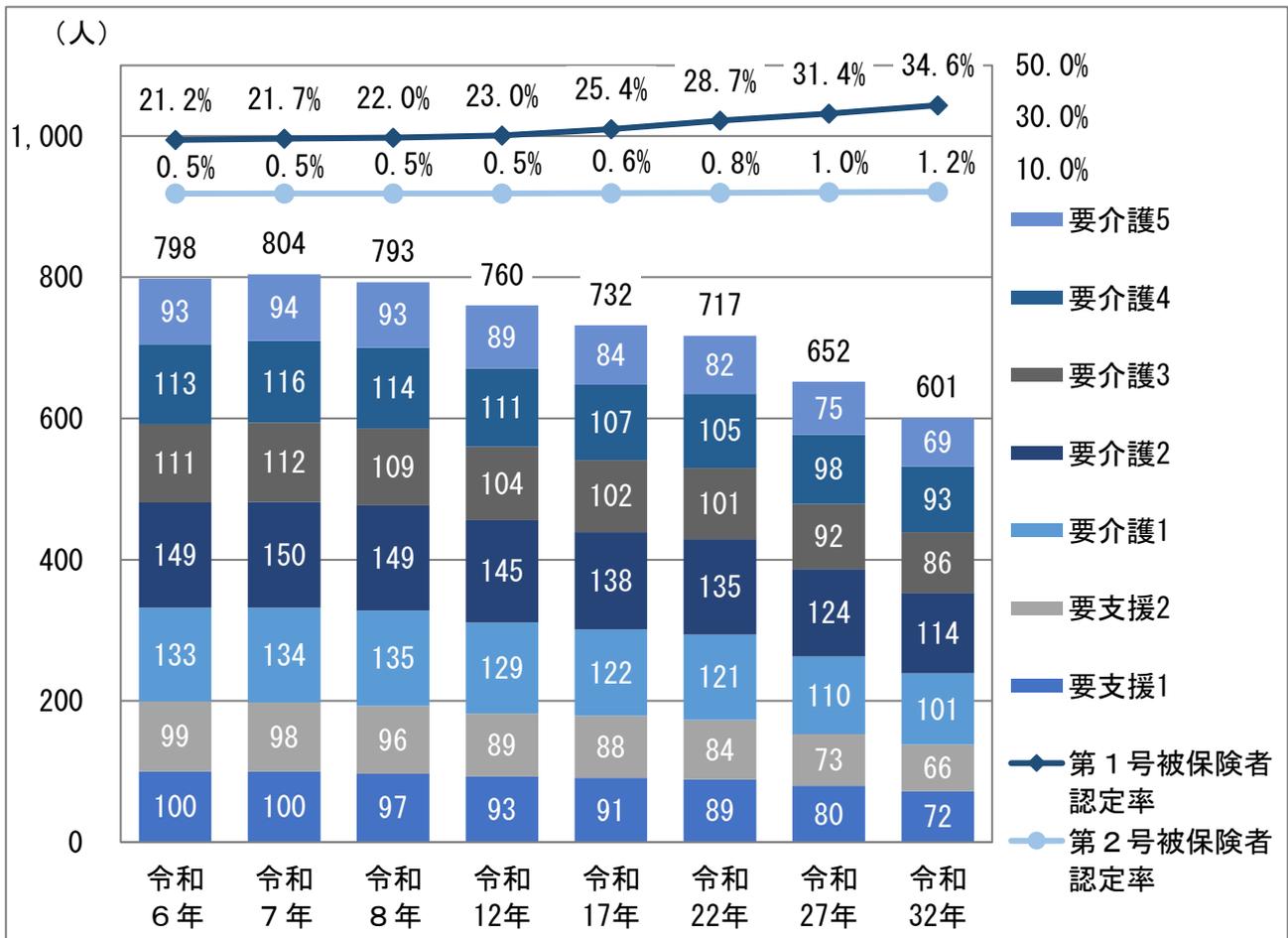
資料：地域包括ケア「見える化」システム

3. 要支援・要介護認定者数の将来推計

本町の人口推計及び要支援・要介護認定者の認定率（出現率）の実績などから、令和6年（2024年）以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。

推計の結果、要支援・要介護認定者数は令和7年（2025年）をピークに減少傾向となりますが、第1号・第2号ともに被保険者の認定率は増加していく見込みです。

□要支援・要介護認定者数の推計



← 本計画期間 →

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第4章 計画の基本理念・基本目標

1. 基本理念

本町では、「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」を基本理念に、地域全体で支え合い、生きがいや幸福感を持ち、それぞれが尊厳を保ちながら、心豊かに暮らし続けられる地域社会を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

本計画期間中に団塊の世代が全員 75 歳以上となり、高齢化率は増加し生産年齢人口は減少していきます。認知症やひとり暮らしの高齢者が増加する中、今後生じてくる様々なニーズを適切に捉え、制度・分野の枠を超えて複雑化する課題を解決していくためにも、より一層の地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

本計画は、高齢者の尊厳ある生涯を考えるうえで、「心と身体がいきいきとしていること」、「相互に支え合っていくこと」、「安心して暮らしていること」が達成される「地域づくり」が大切であると捉え、基本理念を「相互に支え合いながら安心していきいきと暮らせる地域づくり」とします。この基本理念の達成に向け、国の基本指針を踏まえて、本計画における各種施策を住民と行政が協力して推進していくことで、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

今後は、限りある人材や資源を有効に活用することで医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化を目指していきます。

以上により、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画では、健康寿命の延伸とより効果的な介護・福祉サービスの実施、持続可能な介護保険制度の運営に向けて、4つの基本目標を定め、計画を推進していきます。

《基本理念》

相互に支え合いながら安心して
いきいきと暮らせる地域づくり

2. 基本目標

本計画の基本目標は、これまでの取組を継承しながら、次のように設定します。

【基本目標1】 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢者が生きがいのある充実した生活を送るためには、健康寿命の延伸に向けた取組が重要となります。高齢期になっても健康でいきいきとした人生を過ごせるよう、介護予防・健康づくりに関する一体的な取組を推進するとともに、高齢者が社会の担い手として活躍できるよう、就労の場や地域活動の機会を支援します。

自らの健康に関心を持ち、介護予防・健康づくりなどの取組に参加できるよう、ニーズに即したサービスの充実を図るとともに、自分が住む地域で自主的な活動を行うことでより効果的な介護予防の取組となるよう支援を行います。

【基本目標2】 介護・福祉サービスの充実

高齢者やその家族等が持つ複雑化・多様化するニーズに対応する包括的な支援体制を構築・強化するため、様々な組織との連携を図りながら、必要なサービス等の調整を行います。

また、これらの課題に対応する専門職やボランティア人材の育成と活用、質の向上を図るため、各種機会を通じて周知・啓発や研修機会の提供に努めます。

【基本目標3】 安心して暮らせる環境の整備

自宅で安心して生活が続けられるよう、高齢者福祉サービスを必要とされる人に適切に提供するため、周知等の情報発信の方法を工夫するとともに、高齢者の生活を支える担い手の確保に努め、安心して暮らせる生活環境の整備を進めます。

また、住民と行政が相互に協力しつつ、在宅医療と介護の連携や高齢者の権利を守る取組、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく生活するための認知症施策など、高齢者の状態に応じた支援をきめ細かく推進します。

【基本目標4】 介護保険事業の円滑な運営

介護が必要な状態になった際に必要なサービスが受けられるよう、介護保険制度や介護保険サービスに関する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に関する取組や介護保険制度の適正な運営に努めます。

また、限られた人材や社会資源を有効に活用するため、町内の介護事業所や各種団体と課題を共有し、効果的に事業を実施します。

3. 計画の体系

後述する施策、基本理念及び基本目標を体系化すると次のようになります。

基本理念	基本目標	施策
相互に支え合いながら安心していきいきと暮らせる地域づくり	<p>【基本目標1】 介護予防・健康づくりの推進 (健康寿命の延伸)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 介護予防・日常生活支援総合事業との連携 (保健事業と介護予防の一体的な実施) □ 社会参加の促進 □ 生きがいづくりの推進
	<p>【基本目標2】 介護・福祉サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域包括支援センターの機能強化 □ 在宅支援事業の推進 (家族介護支援事業) □ 生活支援サービスの推進 □ 低所得者への負担軽減の充実 □ 介護人材の確保・定着と業務効率化の支援
	<p>【基本目標3】 安心して暮らせる環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 安心な生活環境の充実と確保 □ 地域支え合い活動の推進 □ 高齢者の権利擁護に係る施策の推進 □ 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用支援事業) □ 在宅医療・介護連携の推進 □ 認知症施策の推進
	<p>【基本目標4】 介護保険事業の円滑な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 介護保険制度の周知・健全な運営 □ 災害や感染症対策に係る体制整備

4. 日常生活圏域

介護保険事業計画では、各市町村で地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとされています。

本町では、前計画に引き続き、人口規模、施設の整備状況等から、全町を一つの日常生活圏域として設定します。

地区	人口	高齢者数	高齢化率
岩泉	3,790	1,629	42.98%
小川	1,669	861	51.59%
大川	571	319	55.87%
小本	1,421	579	40.75%
安家	434	275	63.36%
有芸	160	82	51.25%
計	8,045	3,745	46.55%

資料：住民基本台帳 令和5年11月末日現在



第5章 施策の展開

【基本目標1】 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業との連携（保健事業と介護予防の一体的な実施）

① 介護予防・生活支援サービス事業

平成29年（2017年）4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。要支援1・2の人及び25項目のチェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）によって生活機能の低下が認められた人については、介護予防・生活支援サービス対象者として、サービス利用が可能となっています。

ア 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要支援認定者等の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護（身体介護）や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等、日常生活上の世話（生活援助）を行うサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
延べ利用人数	人	360	420	360	432	360	384

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用人数	人	456	456	456

イ 通所型サービス

(ア) 介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンター等に通い、食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで行うサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
延べ利用人数	人	1,044	1,056	1,044	1,032	1,044	1,000

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用人数	人	1,080	1,080	1,080

(イ) 通所型集中予防サービス

要支援認定者や介護保険サービスを利用していない人を対象に事業を実施しました。事業による専門職種の関わりにより、身体機能の維持向上に加えて、社会参加のきっかけとなる一方、希望する参加者数が少ないことから、令和3年度(2021年度)で事業を終了しています。

今後は、地域の自主活動団体への参加につなげることで、身体機能の維持向上に努めます。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用実人員	人	10	9	10	—	10	—

ウ 介護予防ケアマネジメント

訪問型サービス・通所型サービスのみを受けている要支援1・2の人と基本チェックリストにより事業対象者となった高齢者に対するケアマネジメントを行い、自立に向けた介護予防及び日常生活支援を行います。

地域包括支援センターでケアマネジメントを行っていることから、関係機関との連携が取りやすく、高齢者の生活状況の把握が可能となっています。課題としては、地域包括支援センターが直接担当するケースや複雑なケースへの対応時間が増えているため、今後は、人員体制の検討や事業所間の連携強化に努めます。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
延べ利用人数	人	1,000	1,035	1,000	1,005	1,000	996

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用人数	人	1,012	1,012	1,012

② 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

ひとり暮らし高齢者等の訪問や健康・福祉部門からの情報など、地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を把握しています。

今後も、関係機関との連携や地域住民等からの情報収集を行い、住民主体の介護予防活動へつなげる等予防活動を展開します。

イ 介護予防普及啓発事業（介護予防教室の開催）

保健センターや各支所等において、理学療法士によるリハビリ、介護予防サポーターによる脳トレ、創作活動、保健師等による健康教育及び健康相談等を開催しています。

介護予防教室の開催により、参加者の心身の健康維持・増進につながっていますが、地区によっては参加者が固定化されつつあり、また、新規の男性参加者が少ない状況も見られます。今後は、事業の正しい理解が得られるように普及啓発に努め、より効果的な事業にする必要があります。

また、地域における介護予防の推進を図るため、啓発パンフレットの発行や広報紙への掲載を行い、介護予防の重要性についての意識啓発に努めます。また、新規参加者が参加しやすい環境づくりや、フレイル予防や認知症予防等を組み合わせるなどの魅力ある介護予防教室の開催に取り組めます。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
		介護予防教室等	回	70	56	70	65
人	980		557	980	683	980	700
健康教育	回	40	35	40	43	40	40
	人	560	341	560	367	560	368
健康相談	回	40	31	40	38	40	40
	人	560	312	560	425	560	368

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		介護予防教室等	回	53
	人	690	690	690
健康教育	回	40	40	40
	人	350	350	350
健康相談	回	40	40	40
	人	350	350	350

ウ 地域介護予防活動支援事業

(ア) いきいき百歳体操

令和5年12月末現在、35団体で実施しており、そのうちの34団体が自主活動を行っています。自主的に取り組む団体に対しては、初回からおおむね3回目までの導入支援を行うとともに、一定期間後の体力測定及び健康感チェックにより効果の検証を実施しています。また、継続団体についても定期的な支援を行い、活動の継続をサポートしています。

体力の維持向上や気持ちの支えにもなっている他、集団で行うことにより、活動に参加した人同士のつながりが生まれています。

今後は、出前講座を開催するなど、『いきいき百歳体操』の普及啓発を図り、岩泉町スポーツ協会や「介護予防サポーター」と連携して、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を継続し、地域住民が互いに支え合う地域づくりを目指します。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
参加実人員	人	320	342	335	360	350	387
団体数	団体	25	25	28	30	31	35

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		参加実人員	人	390
団体数	団体	37	39	41

(イ) 介護予防ボランティア人材育成研修

介護予防サポーターの養成研修やフォローアップ研修を実施し、地域で活動できる人材を育成しています。研修会への参加により、人材の育成ができましたが、育成されたその後の活動展開が課題となっています。

今後も、いきいき百歳体操の普及と地域における自主活動支援ができるよう、サポーター養成とフォローアップを継続していきます。

また、育成後の活動の場の提供と NPO ぽあとなあとの連携したサポート体制構築を行っていきます。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
サポーターの養成	回	3	1	3	1	3	1

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サポーターの養成	回	1	1	1

エ 一般介護予防評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

分析にあたっては、介護レセプトや要介護認定情報等関連データを活用し、効果的・効率的な事業実施のための連携体制の構築を図ります。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

リハビリの専門職が不足する中で、地域でリハビリテーションを実施することにより介護予防につながっています。

今後も、事業の正しい理解のための普及啓発や効果的な事業実施に努めます。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者のみならず、すべての人々が住み慣れた地域で生涯にわたって健康で生活できることは、生活の質(QOL)の向上や生きがいにつながるだけでなく、地域の活性化にもつながります。住民一人ひとりの主体的かつ継続的な健康づくり活動の推進に向け、健康づくりに関する情報提供や機会・場の提供に努め、健康寿命の延伸を図ります。また、生活習慣病の予防については、健(検)診の受診率の向上に取り組むとともに、保健指導の充実、医療機関への受診勧奨などにも取り組んでいきます。

保健事業と介護予防の一体的実施にあたっては、介護・医療・健診情報などの活用を含め国民健康保険担当部署などと連携して取組を進めるとともに、「高齢者の医療の確保に関する法律」

(第125条の2第1項)に基づき、本町が定める基本的な方針と整合性を図りながら具体的に事業を推進します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 広域連合が**高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組が令和2年4月から開始**された。
- 広域連合は、その実施を**構成市町村に委託**することができる。

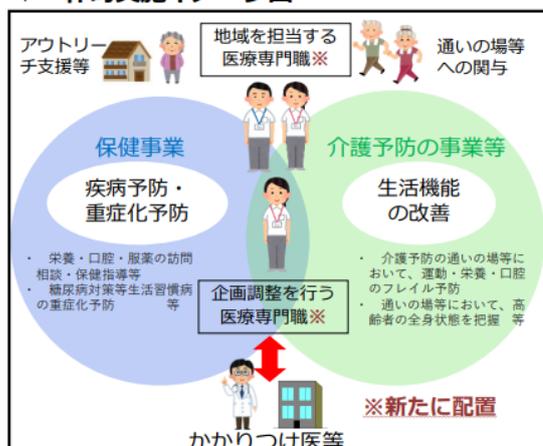
- 令和4年度の実施済みの市町村は **1,072市町村、全体の約62%**
- 令和6年度には **1,667市町村、全体の約96%**の市町村で実施の目途が立っている状況。
- 令和6年度までに全ての市町村において一体的な実施を展開することを目指す。

一体的実施実施状況調査（令和4年11月時点）

▼保健事業と介護予防の現状と課題



▼一体的実施イメージ図



出典：厚生労働省

ア 国保データベースシステム（KDB）を活用した地域の健康課題の把握

住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けるために、疾病の予防・早期発見・重症化予防や、要介護状態になる前の介護予防が大切です。これらの取組を強化するために、KDBを活用し、健康づくりに関する地域の現状把握や健康課題を明確にします。

イ 通いの場等におけるフレイル予防の普及啓発活動

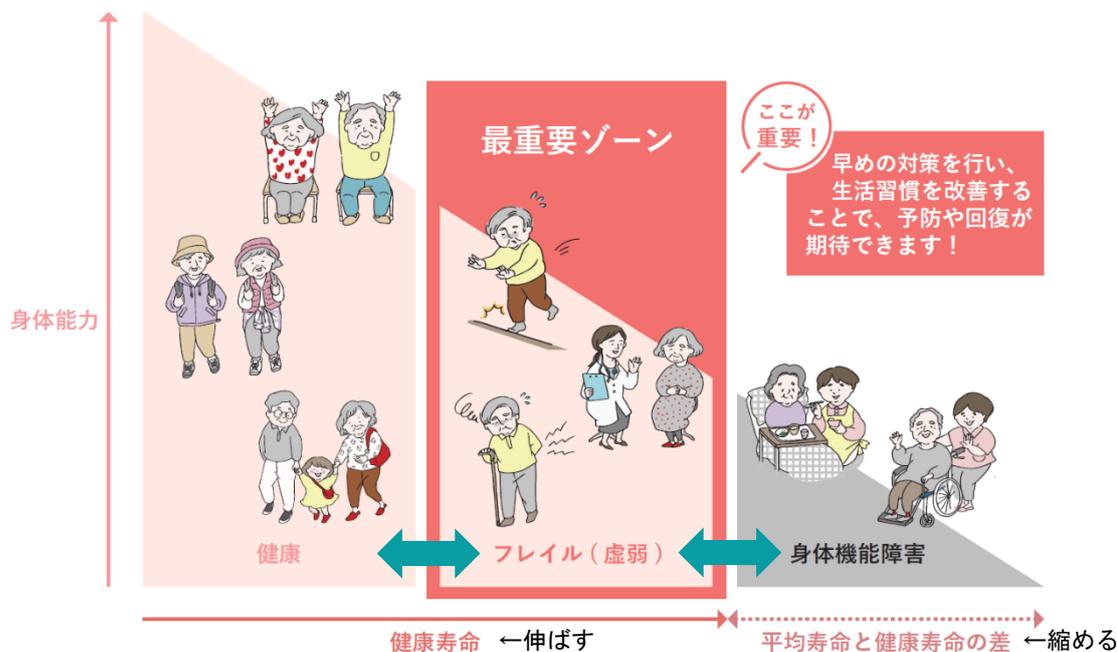
いきいき百歳体操等の住民主体の通いの場において、フレイル予備軍等を把握し、低栄養、筋力低下等の状態に応じ、保健師・管理栄養士等による保健指導や必要な人には、医療機関への早期受診勧奨など生活機能向上に向けての支援を行います。

ウ 運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談の実施

フレイル予防に関する健康教育や健康相談に取り組みます。

特に、若い世代からの健康づくりの取組が、将来の介護予防につながるため、健康づくり部門と連携し、フレイル予防の普及啓発、効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取組を実施します。

□フレイル予防のイメージ図



エ 健幸アップポイント事業

楽しみながら介護予防や健康づくりに取り組む活動を推進し、自身の介護予防といきいきとした地域社会をつくることを目的とし、保険者機能強化推進交付金を活用して実施します。

活動実績に応じてポイントを付与し、たまったポイントを商品券に交換できます。

今後も事業への参加者を増やすため、普及啓発を行います。

(2) 社会参加の促進

① 岩泉町シルバー人材センター運営費支援事業

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者に対し、長年培った知識や経験、能力を活かせる就業の機会を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の生きがいのある生活の実現と、地域社会の活性化に貢献しています。自己の能力を活用し、生きがいの充実と社会参加の機会を提供し、会員の働く場の確保に寄与できるよう、センター運営を支援します。

シルバー人材センターでは、増加する高齢者の生活支援のニーズに対応するため、ゴミ出しやストーブへの給油などを行うワンコインサービスを導入しています。インフォーマルサービスを担う貴重な機関であることから、今後も町の支援のあり方やセンターのあり方について協議を重ねていきます。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
会員数	人	85	75	87	75	90	66

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
会員数	人	70	73	75

② 老人クラブ活動等社会活動促進事業

老後の生活を健全で豊かなものにするための生きがい活動や健康づくりのための活動、地域社会形成の担い手として、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行う老人クラブ及び連合会に対する助成を行います。

会員の高齢化により会員数が年々減少傾向にあり、地区によっては活動を休止する老人クラブがでてきています。新規担い手の確保に向けて、町老人クラブ連合会（社協）と連携を取りながら、担い手の掘り起こしを行います。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
単位クラブ	クラブ数	23	21	23	21	23	20
会員数	人	460	421	460	415	460	361

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
単位クラブ	クラブ数	21	21	21
会員数	人	380	380	380

③ 高齢者福祉ボランティア活動助成事業

地域でボランティア活動を行う団体に対し助成を行います。

高齢者福祉ボランティアをきっかけに介護予防事業へ転換した団体があります。一方、担い手も高齢であるため事業継続が厳しい団体もあり、今後は新規担い手の確保に向けて関係団体と連携を取りながら、担い手の掘り起こしに努めます。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
団体数	団体	6	4	5	3	6	3

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
団体数	団体	4	4	4

(3) 生きがいづくりの推進

① 長寿祝金給付事業

本町に住所があり、5年以上居住している100歳になった高齢者へ祝金を贈呈します。

今後も継続して実施するとともに、病気や家族関係によっては、直接本人に手渡しできない場合の贈呈の仕方についても検討を進めます。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
給付人員	人	10	9	8	4	13	5

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
給付人員	人	11	11	11

② 敬老記念品贈呈事業

老人福祉週間(9/15~21)に、多年にわたって社会に貢献した高齢者を対象に記念品の贈呈を行います。令和5年度(2023年度)から、対象を米寿(88歳)に限定して実施しています。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施回数	回	1	1	1	1	1	1
米寿(88歳)	人	—	99	—	121	—	98
白寿(99歳)	人	—	7	—	7	—	—

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施回数	回	1	1	1
米寿(88歳)	人	124	124	124

③ 金婚祝事業

結婚50年を迎える夫婦の健康と長寿を祝うため、お祝会等の事業を実施する団体に対し、経費の一部を補助します。

今後も、実施団体と事業のあり方について検討していきます。

【基本目標2】 介護・福祉サービスの充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の伸展や要支援者・要介護者の増加や家庭の介護力の低下等に伴い、心身の健康や生活、家族間の課題等も含めた複雑かつ複合的な相談が増加し、困難事例への対応の必要性が高まっています。高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送っていくためには、介護保険サービスだけでなく、保健・医療・福祉の専門職、ボランティアなどの様々な資源を統合した総合的なケアが必要となり、ヤングケアラー等も含めた家族への支援も求められます。

本町では、町直営の地域包括支援センター（1箇所）を中心に地域包括ケア体制の整備を推進しています。全体的なサービス調整や介護予防機能に加え、在宅医療・介護連携の推進、認知症支援の推進、地域包括ケア会議の推進、生活支援サービスを担う多様な主体の支援体制の整備及び総合事業の実施を図るため、業務体制の整備を進めます。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
合計	件	5,000	5,103	5,000	4,271	5,000	3,827
総合相談	件		2,183		2,062		1,555
社会資源紹介・制度説明	件	—	482	—	401	—	208
医療介護連携	件	—	319	—	258	—	210
総合相談	件	—	709	—	751	—	529
虐待防止	件	—	79	—	80	—	60
権利擁護	件	—	64	—	26	—	20
認知症関係	件	—	233	—	77	—	216
介護予防	件	—	63	—	22	—	5
包括的・継続的支援	件	—	69	—	127	—	119
困難事例・ケース会議	件	—	33	—	130	—	87
要介護認定調査	件	—	74	—	98	—	61
実態把握	件	—	24	—	27	—	13
地域ケア個別会議	件	—	2	—	7	—	5
その他	件	—	32	—	58	—	22
介護予防給付	件	—	2,920	—	2,209	—	2,272
アセスメント	件	—	66	—	103	—	124
基本チェックリスト	件	—	41	—	28	—	22
サービス調整	件	—	650	—	544	—	534
モニタリング	件	—	2,060	—	1,417	—	1,470
サービス担当者会議	件	—	103	—	117	—	122

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		総合相談件数	件	3,800
介護予防給付	件	2,250	2,250	2,250

(2) 在宅支援事業の推進（家族介護支援事業）

① 高齢者等介護用品給付事業

要介護4・5または要介護3で一定の条件を満たした住民税非課税の在宅高齢者に対し、紙おむつや尿取りパッド等の購入に使用できる給付券を支給することにより、対象者の保健衛生の向上と介護者の介護負担の軽減を図ります。

既述のとおり、アンケートの結果から需要が高いため、今後も実施します。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
支給実人員	人	120	129	120	105	120	125

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		支給実人員	人	130

② 家族介護慰労金支給事業

重度の要介護状態の高齢者を在宅で介護している家族には、経済面・精神面ともに負担が重くなることから、家族介護者の負担を労うために慰労金を支給します。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
支給実人員	人	3	0	3	0	3	0

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		支給実人員	人	2

(3) 生活支援サービスの推進

① 外出支援サービス事業

自力での移動が困難な人に対して、福祉有償運送事業者である町社会福祉協議会への業務委託により移送用車両（リフト車）を活用して利用者の居宅と医療機関等との間を送迎します。既述のアンケート結果を踏まえ、町外の医療機関への送迎の可能性について検討を進めるとともに、介護タクシー利用に対する助成についても検討を行います。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実利用人員	人	35	21	35	15	35	15
延べ利用者数	人	350	126	350	46	350	60

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用人員	人	15	15	15
延べ利用者数	人	160	160	160

② 軽度生活援助サービス事業

日常生活上の食事、食材の確保（食材料の買い物等）、家屋等の軽微な修繕・庭の軽易な手入れ等の援助サービスを、町シルバー人材センターへの業務委託で実施します。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実利用人員	人	25	21	25	19	25	19
延べ利用者数	人	70	218	70	264	70	250

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用人員	人	25	27	30
延べ利用者数	人	300	320	350

③ 高齢者補聴器購入費助成事業

加齢による難聴で意思疎通がしづらくなると、生活の質や気力・体力が低下し虚弱になったり、認知症のリスクが高まったりするとされており、難聴の高齢者を早期発見する仕組みづくりや補聴器の利活用に向けての取組を進めることは重要です。

本町では、上記のリスク等を予防し、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図るため、加齢による聴力の低下のため日常生活に支障がある高齢者に対する補聴器の購入費の助成を検討します。

(4) 低所得者への負担軽減の充実

① 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等軽減助成事業

認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）を利用した場合の家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行います。

今後は、特定入所者介護サービス費の要件と整合性が図られるよう見直しを行います。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
支給人員	人	35	29	35	29	35	28

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支給人員	人	35	28	28

② 訪問入浴介護等利用者負担助成事業

生活が困難な低所得者が、訪問入浴介護サービスを利用した場合の費用の1割負担分の4分の1の軽減を行います。中長期的な介護ニーズの見通しを踏まえ、今後のサービスのあり方について検討を行います。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用実人員	人	5	4	5	5	5	2

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人員	人	3	3	3

③ 社会福祉法人利用者負担軽減事業

生活が困難な低所得者が、社会福祉法人が提供する介護サービスを利用した場合の費用の1割負担分と食費・居住費の負担の4分の1の軽減を行います。（ただし、社会福祉法人が提供する介護サービスについて、一部軽減の対象とならないサービスがあります。）

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用実人員	人	75	84	75	86	75	91

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人員	人	85	85	85

(5) 介護人材の確保・定着と業務効率化の支援

介護を必要とする高齢者がいる中で、介護人材の高齢化と介護の担い手となる年齢層の人口減少が進むと見込まれ、人材確保は喫緊の課題となっていることから、人材確保及び定着に向けた取組を進めます。

また、提供されるサービスの質の確保のため、介護事業所の業務の効率化や従事者の資質向上に向けて支援します。

① 介護人材の確保・定着

ア 介護職場の魅力発信

県と連携しながら、新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進め、就職希望者の進路が決定する前からの魅力発信を継続し、子どもから高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信します。併せて、移住希望者に向けての情報発信を行います。

イ 介護人材の育成

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が行う「介護福祉士修学資金等貸付制度」の周知を図り、介護福祉士等の資格を取得しようとする人への支援を推進します。

また、本町の実情を勘案しながら、町独自の効果的な支援の方法やあり方について研究し、制度構築や必要性について検討します。

ウ 介護職員初任者研修実施事業

在宅介護の推進と介護人材の確保を目的に町内事業所や近隣市町村と連携し、効果的な研修事業を実施し、介護の人材確保に努めます。

② 業務効率化の検討

ア 業務の効率化

介護現場における ICT の活用を進めるとともに、ケアプランデータ連携システム等の導入を検討し、関係機関と連携して業務効率化に取り組みます。

イ 文書負担軽減に向けた取組

介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT などの活用を推進します。令和5年度（2023年度）には、指定機関等管理システムを導入し、指定台帳管理の電子化を行いました。

引き続き、介護事業所指定における電子申請・届出システムの導入に向け、準備を進めます。

【基本目標3】 安心して暮らせる環境の整備

(1) 安心な生活環境の充実と確保

① 高齢者の見守り事業

ア 緊急通報装置設置事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の安否確認や急病・災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるように、緊急通報装置の設置を引き続き進めていきます。

サーバー等機器の老朽化により、携帯型を令和4年度（2022年度）に廃止し固定型に一本化することで、安定的で効率的な事業の運用を図るとともに、他事業と連動した活用についても検討します。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
固定式	件	30	29	30	42	30	45
携帯式	件	30	24	30	21	30	—

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
固定式	件	50	50	50

イ シルバーメイト事業

各地区の老人クラブ等に業務委託し、見守りの必要なひとり暮らし高齢者等の安否確認等（1日1回）を実施します。

委託団体である老人クラブ数が減少しているため、老人クラブ以外の委託団体の掘り起こしを行い、本事業に関して継続して普及啓発や事業利活用を検討します。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施団体数	団体	9	8	9	8	9	7
見守り対象者数	人	65	56	65	53	65	40

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施団体数	団体	8	8	8
見守り対象者数	人	50	50	50

ウ シルバーサポーター事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の安否確認などの生活上の軽易な支援を行うため、サポーターによる1日1回の見守りを行います。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
サポーター人数	人	1	0	1	0	1	0
見守り対象人数	人	1	0	1	0	1	0

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サポーター人数	人	1	1	1
見守り対象人数	人	1	1	1

エ 「避難行動要支援者名簿」の作成

災害時に自力で避難することが困難な高齢の要配慮者について、各種団体等の協力を得ながら「避難行動要支援者名簿」を作成し、定期的な更新に努めます。

今後は、避難行動要支援者名簿を実効性のあるものとするため、掲載対象者の絞り込みと個別避難計画の作成を加速させていきます。また、名簿を活用した防災訓練等の実施も検討します。

オ 配食サービス事業

調理が困難な高齢者に対して、食事の提供を行うとともに、配達時に利用者の安否確認を行います。

高齢者の栄養改善と在宅生活の継続に重要な役割を果たしており、利用者のニーズに対応するための多様な事業者の参入等、体制強化について検討を進めます。

なお、利用者負担の見直しについて、物価高騰が高齢者の生活全般に与える影響等を踏まえて、検討を行っていきます。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実利用人員	人	60	63	60	68	60	57
延べ配食数	食	5,000	3,944	5,000	3,830	5,000	4,292

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		実利用人員	人	80
延べ配食数	食	4,000	4,000	4,000

カ 高齢者見守り調査員による見守り事業

見守り調査員が、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を訪問し、高齢者の生活環境や状態把握を行います。

ひとり暮らし高齢者等の生活状況を把握し、必要なサービスにつなげるといった成果があるため、今後は地域振興協議会等と連携し、きめ細やかに対応できるよう検討します。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問世帯数	世帯	400	568	400	503	400	499

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		訪問世帯数	世帯	600

② 安心・安全な居住環境推進事業

ア 高齢者生活福祉センター居住部門運営事業

おおむね65歳以上の高齢者等が、冬期間に積雪などにより自宅で生活できない場合、一定期間、高齢者が安心して生活できるよう、生活援助員が利用者を世話する高齢者生活福祉センターどんぐり苑を運営し、住まいの提供を行います。

今後は、利用希望者の推移を見極めるとともに、空き家等を利活用しながら地域住民が中心となって運営する住まいの提供の可能性について検討を進めます。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実利用人員	人	15	9	15	13	15	10
延べ利用日数	日	1,500	1,041	1,500	1,089	1,500	1,100

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		実利用人員	人	10
延べ利用日数	日	1,300	1,300	1,300

イ 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

心身状況が変化してもできるだけ住み慣れた自宅等で暮らすために、要介護等認定者や重度身体障がい者などの日常生活やその家族による介護を支援するため、段差の解消や手すりの設置などの住宅改善に必要な経費を助成します。

住宅を改修し、住み慣れた自宅に必要な介護サービスが受けられることにより、給付費の抑制につながっています。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
住宅改善実施件数	件	10	9	10	3	10	5

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		住宅改善実施件数	件	7

(2) 地域支え合い活動の推進

① 地域支え合い活動推進事業

介護予防の推進と元気高齢者による地域の通いの場の運営費を支援しています。地域の状況や要望に応じた活動を展開しており、参加者には好評となっていますが、支える側が特定の人に限定されるため、後任の育成が課題となっています。

今後も、地域の高齢者等による住民主体の通いの場の開設及び運営に係る経費や、ひとり暮らし高齢者等への援助や見守り支援に対する活動費の支援を継続していきます。また、地域の実情に合わせた活動ができるように、引き続き相談支援を行うなど、新たに活動を実施する団体への情報提供や相談支援を行います。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施団体数	団体	3	2	3	3	3	4

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施団体数	団体	5	5	5

② 生活支援コーディネーターと生活支援協議体

「NPO 法人クチェカ」への委託により生活支援コーディネーターを設置し、地域課題の解決に向けた新サービス創出に取り組んでいます。

地域における多様なサービス提供主体が参画し、情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するための生活支援協議体（以下、「協議体」という。）において、生活支援の課題について、引き続き協議を進めます。

また、生活支援コーディネーターが中心となって、地域における関係者間のネットワークの構築や生活支援ニーズとサービス提供主体のマッチングに努めます。

なお、協議体と生活支援コーディネーターが互いに補完し合い、地域課題の明確化と社会資源の発掘、サービス内容の体系化、新たな担い手の育成等、地域における一体的な生活支援体制の整備を横断的に進めます。

③ 生活支援サービス

本町は、広大な地域に集落が点在しているため、高齢化の進行とともに要介護者等の定期受診や日常生活における買い物等における、移動手段の確保などの生活支援ニーズを把握し、地域課題の解決に向けたサービスを創出することが課題となっています。

生活支援コーディネーターとともに、協議体において、高齢者の移動手段の確保、さらに必要な生活支援サービスについて、関係団体や集落支援員、地域住民と一緒に検討し、新たなサービス提供体制の構築に取り組みます。

また、新たなサービス提供の実証に向けてモデル地区を設定するなど、関係団体や地域住民との協働により検討を進めます。

(3) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

① 高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者が自らの尊厳を維持し、健康で幸福感をもって生活することができるよう、身体的、心理的、性的、経済的な虐待、介護や世話の放棄・放任、またはセルフネグレクトの疑いがある場合には、これを早期に発見し、適切な対応を講ずる必要があります。

本町では、保健、医療、福祉関係機関、警察等との連携構築、相談・対応窓口の周知、民生委員や地域組織との協力・連携、地域住民への普及啓発等により、早期に対応できる仕組みを整えています。

その一方で、虐待は非常にデリケートな問題でもあり、虐待と認定することが容易ではないケースもあり、関係機関からの情報収集と迅速な対応が必要となっています。

地域包括支援センターを中心に高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応や介護者の負担軽減に向けて取り組みます。また、関係機関を対象とした研修会を開催し、専門性に基づいた対応力の強化を図るとともに、今後も早期に対応できるように、地域組織との連携を図り、住民への普及啓発も継続して行います。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
		実績	実績	見込
通報件数	件	7	7	3
うち認定件数	件	6	5	2
延べ対応件数	件	79	80	60

② 養護老人ホームへの入所措置

身体上若しくは精神上、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームへ措置し、入所措置費を負担することにより、入所者の生活の安定を図ります。なお、本町では養護老人ホームを整備していません。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
措置実人員	人	7	7	7	7	7	5

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
措置実人員	人	6	6	6

(4) 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用支援事業）

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人が、預貯金等の管理（財産管理）や、日常生活での医療・介護等の各種契約（身上監護）等を行う際の支援、悪質商法等の被害を受けないよう、権利と財産を守る制度について周知・啓発をしています。

また、身寄りのない高齢者などに代わり、後見開始の審判の申立ての支援をし、制度の利用を進めています。

今後は、認知症高齢者や身寄りのない高齢者等の増加により、本制度の需要がさらに高まっていくことが見込まれることから、関係機関と連携し、講演会等の開催や広報紙を活用した制度の周知・啓発を行うとともに、必要な人が制度を利用できる体制整備に努めます。

さらに、宮古圏域成年後見センターと連携し、成年後見制度の利用を促進するほか、将来の「市民後見人」（※）育成に向けた取組を行います。

※市民後見人とは、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。自治体や中核機関が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する必要な知識を身につけた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任される。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
申立件数	件	1	0	1

(5) 在宅医療・介護連携の推進

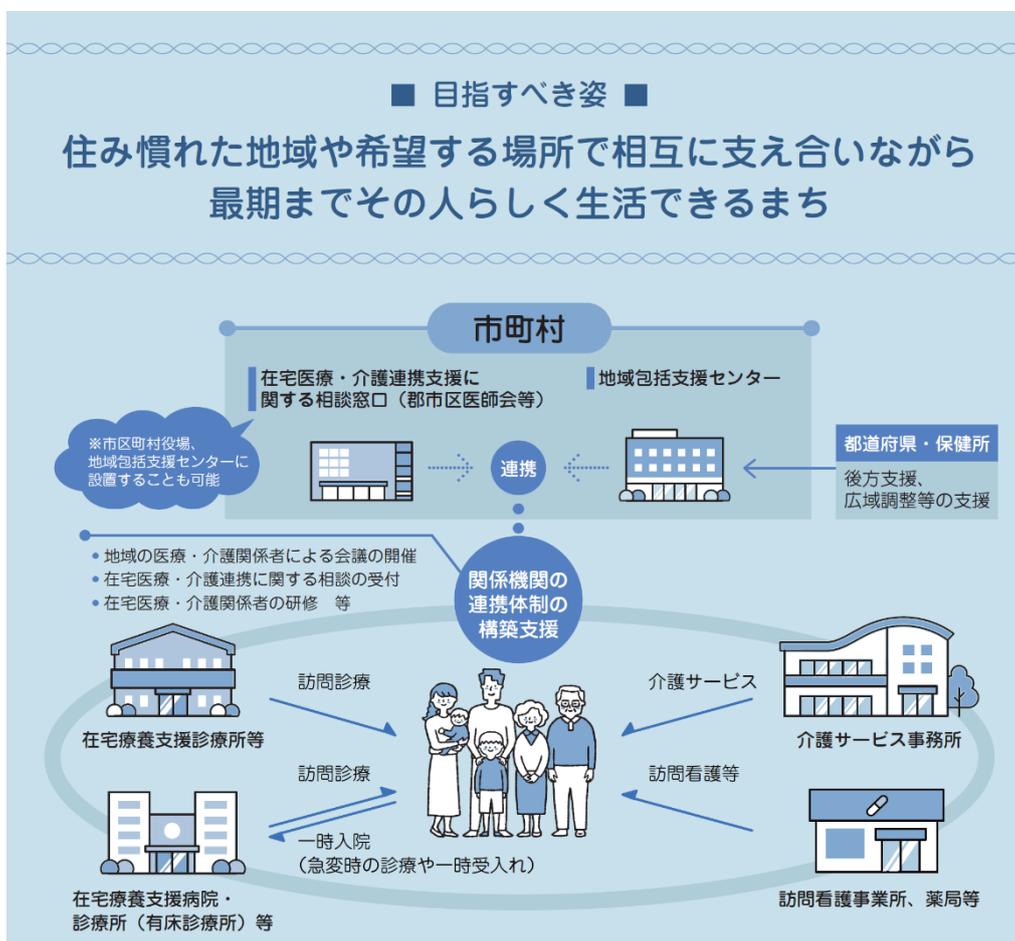
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進しています。

都道府県の医療計画や市町村の介護保険事業計画等に基づく、医療提供や介護サービス提供体制そのものを評価し、整備を進めることを目的とするのではなく、地域の限られた医療・介護資源を把握し、住民のニーズに基づき、地域の目指すべき姿の実現に向けて、サービス提供体制や連携を強化する取組を進めます。

医療と介護が共通する4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）を意識した取組が必要です。

推進にあたっては、入退院時の連携により退院後に介護サービスをスムーズに利用できるような連携を強化するほか、意思決定支援やACP（アドバンス・ケア・プランニング）（※）の普及啓発、看取りに関する取組、地域における認知症の方への対応力を強化する取組を進め、目指すべき姿の実現を目指します。

特に、ACPの一環として、エンディングノート（※※）の普及啓発も行っています。



資料：厚生労働省の資料を基に作成

※ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

大事にしていることや望む生き方、人生の最終段階においてどのような医療やケアを受けたいかを、前もって考え、周囲の信頼する人たちと共有しておくこと。「人生会議」とも呼ばれる。

※※ エンディングノート

自分の人生の最期を迎えるための準備として、自分の老後や亡くなったときに備えて、家族や友人に伝えておきたいことや自分の希望などを書き留めておくノート。



（6）認知症施策の推進

① 認知症への理解を深めるための普及啓発

ア 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、地域で認知症の人とその家族を支える仕組みづくりとして、認知症サポーター養成講座を開催しています。児童・生徒の孫世代、地域住民、企業・団体においても知識の普及啓発を行っていますが、活動の場がないことが課題となっています。

今後も、認知症サポーター養成講座を行い、認知症に関する正しい知識の普及啓発をし、見守り訓練を実施するなど、地域において認知症高齢者の見守りができる体制づくりに取り組めます。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
講演会等	回	1	2	1	4	1	6
サポーターの養成	人	40	13	40	41	40	48

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
講演会等	回	2	2	2
サポーターの養成	人	40	40	40

イ 介護予防と認知症予防の連携

認知症予防を目的とした介護予防教室等の開催等により、認知症予防と早期診断・早期対応についての啓発を行います。

② 適時・適切な医療及び介護の提供

ア 認知症ガイドブック（ケアパス）の普及

認知症について正しく理解するとともに、認知症になったときの不安を少しでも軽減できるよう、認知症の進行状況に応じて、町内でどのようなサービスや支援を受けることができるのかを「認知症ガイドブック」としてまとめています。

今後は内容の見直しを行い、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、認知症の人を支える体制づくりに取り組みます。

イ 認知症の早期対応システムの推進

認知症初期集中支援チームを設置したことにより、支援の必要な人やその家族に対し早期の支援ができています。また、かかりつけ医や専門医、関係機関との連携により、認知症の人やその家族への支援を集中的に、適切に行うことができるようになりました。一方で、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増え、今後も認知症による支援が必要な人は増えると予測されることから、より一層の支援体制の整備が必要となります。

かかりつけ医や専門医、関係機関と連携して認知症の早期診断・早期対応に向け支援体制の充実を図り、家庭訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるようにサポートします。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
配置数	チーム	1	1	1	1	1	1
新規対象者	人	5	2	5	2	5	0
延べ支援回数	件	20	28	20	26	20	0

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置数	チーム	1	1	1
新規対象者	人	2	2	2
延べ支援回数	件	22	22	22

③ 認知症地域支援推進員を中心とした認知症の人と介護者への支援

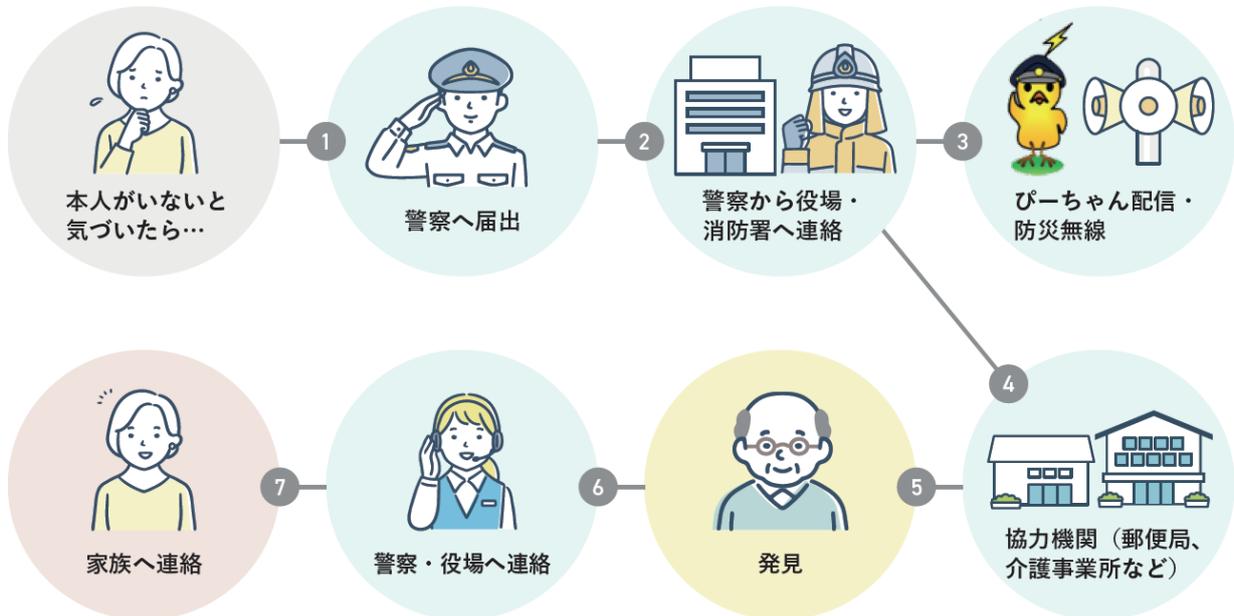
ア 岩泉町SOSネットワーク

高齢化が進むとともに認知症高齢者が増加し、行方不明になる事案が発生することが見込まれます。

認知症高齢者が行方不明になった場合に早期発見・保護する仕組みとして「岩泉町SOSネットワーク」を運用しています。

今後は、ネットワークの普及と必要な人の事前登録を進めるとともに、地域での見守り体制の構築を進めていきます。

□岩泉町SOSネットワークのイメージ



イ 認知症カフェ

認知症の人やその家族が、医療・保健・福祉の専門職（介護福祉士、看護師など）に不安や悩み事の相談や介護情報を得ることができる認知症カフェを開催する介護事業所等に対し、運営費を支援しています。

今後も運営費の支援を継続するとともに、認知症の人やその家族、関係者や地域住民が気軽に参加できるよう、広く周知します。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
カフェ数	チーム	2	6	4
参加延べ人数	人	77	175	250

[本計画の見込み]

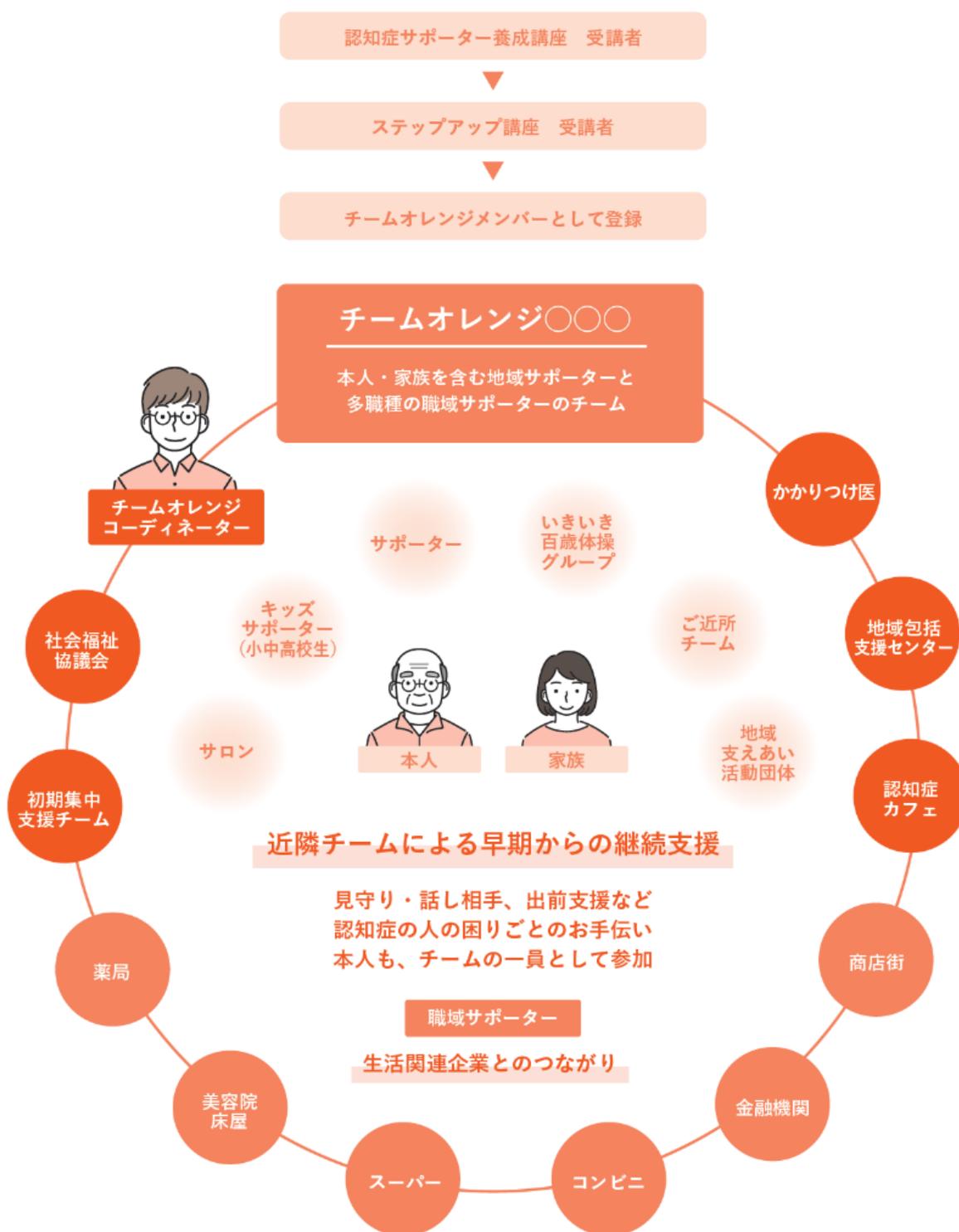
	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
カフェ数	チーム	4	4	4
参加延べ人数	人	250	250	250

④ 認知症バリアフリーの取組の推進

ア チームオレンジの整備

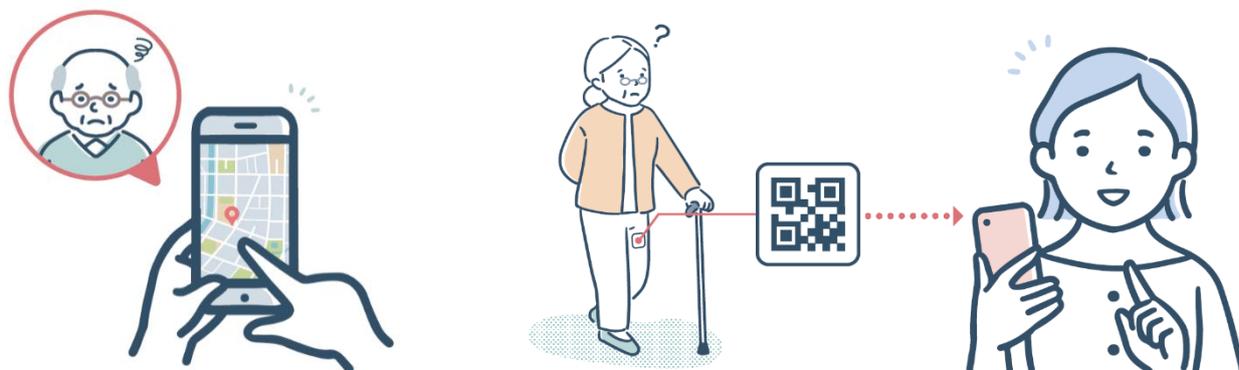
認知症サポーターの活動の場として、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターをつなげる「チームオレンジ」を構築し、生活面の早期からの支援を図るとともに、認知症高齢者が安心して生活できる体制整備を推進します。

□チームオレンジのイメージ



イ 認知症高齢者見守り・捜索支援

徘徊等で行方不明になるおそれのある方を介護している家族等に対し、GPS 端末機を利用した位置情報探索システム事業の利用料助成や、見守りシールの交付を行い、本人の事故防止と早期発見につなげます。



⑤ 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人の相談支援、関係者の連携のための体制整備、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に行います。

【基本目標4】 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護保険制度の周知・健全な運営

① 介護保険制度の周知

サービスが必要なときに、適切なサービスを受けられるよう、介護保険についてのパンフレットを作成・配布するとともに、町ホームページや町広報紙への掲載などで情報提供を行っています。また、介護保険制度を分かりやすく解説する出前講座の開催などにより、介護保険制度や介護サービス利用についての周知を行います。

また、年齢到達時にパンフレットを配布するとともに、相談時や介護認定等においてもパンフレットを用いて説明することで、住民理解につなげます。

② 相談・苦情対応の窓口

本町及び地域包括支援センターが窓口となり、介護に関する相談・苦情を受け付けています。相談・苦情の内容に応じて、丁寧に説明するとともに、必要に応じて介護サービス事業者への確認、介護サービス改善に関する指導及び助言を行います。

介護サービスに対する苦情については、サービス利用者の権利を擁護するとともに、より質の高いサービスを実現するために、介護サービス事業者への指導及び助言により早期の問題解決を図ります。対応が困難な場合は、内容に応じて県及び国民健康保険団体連合会と連携して対応します。

③ 介護給付費の適正化

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

本計画からの調整交付金の算定にあたっては、「要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」といったいわゆる主要5事業から、「要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）」、「ケアプランの点検」及び「縦覧点検・医療情報との突合」の主要3事業に再編され、取組状況を勘案することとされており、介護給付の適正化に向けた取組を推進します。

ア 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査の内容について、本町の職員等が訪問または書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。新規申請や区分変更申請の認定調査を町職員が適正に行っており、今後も事業を継続して進めていきます。

イ ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、または訪問調査を行い、本町の職員等の第三者が点検及び支援を行い、介護サービスが要介護者の重度化防止、自立支援につながるようなケアプランの作成を支援します。今後も地域包括支援センターと調整を図り、点検者の研修等への参加等による体制強化に努めるとともに、定期（年1回以上）実施してまいります。

また、住宅改修等の点検として、保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事

見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を防止します。

さらには、保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を防止し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

ウ 縦覧点検・医療情報との突合

(ア) 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。岩手県国民健康保険団体連合会に委託することで、効果的・効率的に実施します。

(イ) 医療情報との突合

受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。岩手県国民健康保険団体連合会に委託することで、効果的・効率的に実施します。

(2) 災害や感染症対策に係る体制整備

① 防災対策に係る体制整備

防災に関しては、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要となります。このため、介護事業所等と連携し防災対策についての周知啓発を図り、研修及び訓練の充実に努めていきます。

また、関係部局と連携して、災害の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。

② 感染症対策

感染症に関しては、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要となります。このため、介護事業所等が感染症発生時においても、サービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるように、感染症に対する研修の充実が必要となります。

また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備を進め、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。

第6章 介護保険サービスの実績及び見込み

1. 居宅（予防）サービス

(1) 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要介護認定者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護（身体介護）や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の世話（生活援助）を行うサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問介護	回	19,886	13,781	19,886	15,693	19,722	12,796
	人	792	603	792	663	780	588

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問介護	回	13,430	13,904	13,430
	人	612	624	612

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な要介護・要支援認定者の自宅を訪問し、入浴車で移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問入浴介護	回	472	446	472	482	472	367
	人	108	111	108	110	108	60

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴介護	回	502	502	502
	人	84	84	84

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師や保健師等が要介護・要支援認定者の自宅を訪問して、療養生活上の世話や必要な診療補助を行うサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問看護	回	649	512	649	1,175	649	558
	人	168	99	168	189	168	144
介護予防訪問看護	回	—	153	—	341	—	286
	人	—	28	—	38	—	36

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		回	574	624
訪問看護	人	156	168	156
介護予防訪問看護	回	286	286	286
	人	36	36	36

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、看護師等の機能回復訓練（リハビリ）の専門家が要介護・要支援認定者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとに心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問リハビリテーション	回	505	147	505	315	505	496
	人	60	16	60	38	60	48
介護予防 訪問リハビリテーション	回	—	98	—	42	—	0
	人	—	7	—	3	—	0

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		回	496	496
訪問リハビリテーション	人	48	48	48

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院や診療所、薬局等の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が要介護・要支援認定者の自宅を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行うサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅療養管理指導	人	132	162	132	245	132	360

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅療養管理指導	人	384	396	384

(6) 通所介護

送迎バスで定員19名以上のデイサービスセンター等に通り、食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで行うサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
通所介護	回	7,424	6,749	7,500	7,139	7,424	6,707
	人	1,128	1,007	1,140	1,013	1,128	936

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通所介護	回	7,039	7,121	6,962
	人	984	996	972

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要介護・要支援認定者が、日常生活の自立支援等を目的に、介護老人保健施設に通い、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
通所リハビリテーション	回	4,783	3,892	4,783	3,395	4,783	3,268
	人	804	690	804	644	804	624
介護予防 通所リハビリテーション	人	324	348	324	262	324	204

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通所リハビリテーション	回	3,366	3,366	3,355
	人	648	648	648
介護予防 通所リハビリテーション	人	204	204	204

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護・要支援認定者が、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスやその他の日常生活の世話、機能訓練等を受けるサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
短期入所生活介護	日	5,725	5,786	5,725	4,998	5,725	4,753
	人	576	534	576	445	576	372
介護予防 短期入所生活介護	日	—	77	—	0	—	0
	人	—	10	—	0	—	0

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所生活介護	日	5,116	5,364	5,116
	人	396	408	396

(9) 短期入所療養介護（老健・病院等）・介護予防短期入所療養介護（老健・病院等）

要介護・要支援認定者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理のもとで看護・介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を受けるサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
短期入所療養介護	日	2,233	1,857	2,233	1,744	2,233	1,243
	人	216	195	216	191	216	180
介護予防 短期入所療養介護	日	—	128	—	92	—	115
	人	—	28	—	15	—	12

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所療養介護	日	1,243	1,243	1,243
	人	180	180	180
介護予防 短期入所療養介護	日	115	115	115
	人	12	12	12

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護・要支援認定者に対して、車いす、車いす付属品（クッション、電動補助装置等）、特殊寝台、特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）、認知症老人徘徊感知機器（離床センサー含む）、移動用リフト（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフト含む）、自動排せつ処理装置の13品目の貸与を行っています。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
福祉用具貸与	人	1,968	1,836	1,968	1,758	1,968	1,572
介護予防福祉用具貸与	人	228	336	228	349	228	372

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉用具貸与	人	1,632	1,668	1,632
介護予防福祉用具貸与	人	372	372	372

(11) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

要介護・要支援認定者に対して、腰掛便座、入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり等）、簡易浴槽、自動排せつ処理装置の部品交換、移動用リフトのつり具の部分の5種類の購入費について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。

令和6年（2024年）4月から、固定用スロープ、歩行器、単点つえ、多点つえについて、貸与と購入を選択できるようになります。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
特定福祉用具購入費	人	48	33	48	24	48	12
特定介護予防福祉用具購入費	人	12	10	12	10	12	12

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉用具購入費	人	36	36	36
特定介護予防福祉用具購入費	人	24	24	24

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

要介護・要支援認定者に対して、自宅の廊下やトイレ等に手すりの取り付けや、段差を解消した場合等の住宅改造、玄関から道路までのスロープや歩行路の舗装などにかかった費用を支給しています。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
住宅改修	人	12	12	12	11	12	5
介護予防住宅改修	人	12	9	12	7	12	12

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住宅改修	人	24	24	24
介護予防住宅改修	人	12	12	12

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームやケアハウス（軽費老人ホーム）等に入所している要介護・要支援認定者が利用の対象となり、特定施設サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の介護を行うサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
特定施設入居者生活介護	人	12	24	12	30	12	24

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定施設入居者生活介護	人	24	24	24

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護・要支援認定者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて認定者の選択に基づき、適切な居宅介護サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に受けられるよう、居宅サービスの種類や回数などに関する介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、提供するサービスを確保するために事業者などとの連絡・調整を行うサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護支援	人	3,528	2,985	3,528	2,921	3,528	2,700
介護予防支援	人	528	616	528	569	528	516

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護支援	人	2,808	2,844	2,820
介護予防支援	人	528	528	504

2. 地域密着型（介護予防）サービス

（1）認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症であっても日常生活動作において自立した要介護・要支援認定者が、デイサービスセンター等に通い、入浴、食事等のサービスだけでなく、日常生活を通じた機能訓練等を受けるサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
認知症対応型通所介護	回	97	140	97	36	97	0
	人	12	14	12	5	12	0

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症対応型通所介護	回	97	97	97
	人	12	12	12

（2）小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護・要支援認定者が、「通い」を中心として、利用者の希望により「泊まり」や「訪問」を組合わせて行うサービスです。1事業所あたりの登録者数は25名程度とし、「通い」の利用者は15名程度、「泊まり」の利用者は5～9名程度となります。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
小規模多機能型居宅介護	人	264	257	264	270	264	264

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
小規模多機能型居宅介護	人	276	276	276

(3) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護・要支援認定者を共同で生活できる場（住居施設）に入居し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等を受けるサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
認知症対応型共同生活介護	人	480	464	480	439	480	468
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人	12	0	12	0	12	0

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症対応型共同生活介護	人	480	480	480
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人	12	12	12

(4) 地域密着型通所介護

定員 18 名以下の小規模な事業所が提供する通所介護サービスであり、要介護者が日帰りでデイサービスセンター等に通い、食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域密着型通所介護	回	7,781	5,948	7,781	5,828	7,781	6,726
	人	1,032	816	1,032	764	1,032	876

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型通所介護	回	6,812	6,961	6,809
	人	888	912	888

3. 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設とは、特別養護老人ホームのことであり、自宅で介護サービスを受けながら生活を続けることが困難な要介護認定者等を対象として、介護サービス（施設サービスの基準により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話）を行う施設です。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護老人福祉施設	実人数	130	126	130	126	130	121

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人福祉施設	実人数	126	126	126

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、症状が安定した要介護認定者等に対して、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護老人保健施設	実人数	110	103	110	102	110	101

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人保健施設	実人数	102	102	102

(3) 介護医療院

介護療養型医療施設の廃止により転換先として創設された施設です。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

[前計画の実績値]

	区分	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護医療院	実人数	0	1	0	2	0	1

[本計画の見込み]

	区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護医療院	実人数	3	3	3

第7章 介護保険サービス費用・介護保険料

1. 介護保険サービス給付費の実績及び推計

(1) 介護保険サービス給付費の実績

① 介護予防サービス給付費等の実績

令和3年度（2021年度）及び同4年度（2022年度）までの介護予防サービス給付費等の実績は次のとおりです。

単位：千円

	令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防サービス給付費	13,083	17,613	134.6%	13,089	15,342	117.2%
介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	0	993	-	0	2,026	-
介護予防訪問リハビリテーション	0	283	-	0	128	-
介護予防居宅療養管理指導	0	58	-	0	306	-
介護予防通所リハビリテーション	10,320	10,890	105.5%	10,326	8,055	78.0%
介護予防短期入所生活介護	0	483	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護	0	1,214	-	0	770	-
介護予防福祉用具貸与	996	1,719	172.6%	996	1,642	164.9%
特定介護予防福祉用具購入費	225	242	107.4%	225	229	101.9%
介護予防住宅改修	1,542	1,094	70.9%	1,542	883	57.2%
介護予防特定施設入居者生活介護	0	639	-	0	1,304	-
地域密着型サービス	0	263	-	0	0	-
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	263	-	0	0	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-	0	0	-
介護予防支援	2,370	2,774	117.0%	2,372	2,524	106.4%
予防給付費	15,453	20,649	133.6%	15,461	17,866	115.6%

② 介護サービス給付費等の実績

令和3年度（2021年度）及び同4年度（2022年度）までの介護サービス給付費等の実績は次のとおりです。

単位：千円

	令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅サービス	266,024	231,651	87.1%	266,672	231,234	86.7%
訪問介護	55,396	39,088	70.6%	55,427	43,057	77.7%
訪問入浴介護	6,491	6,200	95.5%	6,494	6,584	101.4%
訪問看護	3,618	2,698	74.6%	3,620	5,902	163.1%
訪問リハビリテーション	1,473	433	29.4%	1,474	889	60.3%
居宅療養管理指導	1,308	1,353	103.4%	1,308	2,061	157.5%
通所介護	55,772	51,384	92.1%	56,320	53,979	95.8%
通所リハビリテーション	42,858	33,476	78.1%	42,881	28,738	67.0%
短期入所生活介護	44,485	47,132	106.0%	44,510	40,390	90.7%
短期入所療養介護	25,350	20,807	82.1%	25,364	20,312	80.1%
福祉用具貸与	23,200	22,472	96.9%	23,200	22,245	95.9%
特定福祉用具購入費	942	901	95.6%	942	807	85.6%
住宅改修費	2,280	1,124	49.3%	2,280	1,000	43.9%
特定施設入居者生活介護	2,851	4,583	160.7%	2,852	5,270	184.8%
地域密着型サービス	252,798	236,862	93.7%	252,909	230,248	91.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	0	-
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	72,455	53,928	74.4%	72,496	52,745	72.8%
認知症対応型通所介護	1,322	1,673	126.6%	1,323	468	35.4%
小規模多機能型居宅介護	58,951	62,286	105.7%	58,984	64,779	109.8%
認知症対応型共同生活介護	120,070	118,974	99.1%	120,106	112,256	93.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
施設サービス	789,088	747,109	94.7%	789,527	748,577	94.8%
介護老人福祉施設	407,388	390,447	95.8%	407,614	394,246	96.7%
介護老人保健施設	374,191	346,768	92.7%	374,399	343,454	91.7%
介護医療院	0	5,900	-	0	10,877	-
介護療養型医療施設	7,509	3,995	53.2%	7,514	0	-
居宅介護支援	56,625	48,060	84.9%	56,657	45,847	80.9%
介護給付費	1,364,535	1,263,683	92.6%	1,365,765	1,255,905	92.0%

(2) 介護保険サービス給付費の推計

① 介護予防サービス給付費等の推計

令和6年度（2024年度）から同8年度（2026年度）までの介護予防サービス給付費等の推計は次のとおりです。

単位：千円

	第9期計画期間			令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
介護予防サービス (A)	14,232	14,246	14,246	13,030	12,630
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,627	1,629	1,629	1,629	1,629
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	473	474	474	474	474
介護予防通所リハビリテーション	6,903	6,911	6,911	6,413	6,138
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	963	964	964	964	964
介護予防福祉用具貸与	1,923	1,923	1,923	1,798	1,673
特定介護予防福祉用具購入費	413	413	413	413	413
介護予防住宅改修	593	593	593	593	593
介護予防特定施設入居者生活介護	1,337	1,339	1,339	1,339	1,339
地域密着型サービス (B)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援 (C)	2,427	2,430	2,320	2,209	2,099
予防給付費 (A+B+C)	16,659	16,676	16,566	15,832	15,322

※端数処理のため、合計数値が合わない場合もある。

② 介護サービス給付費等の推計

令和6年度（2024年度）から同8年度（2026年度）までの介護サービス給付費等の推計は次のとおりです。

単位：千円

	第9期計画期間				
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス (A)	219,384	225,242	218,643	203,137	194,919
訪問介護	39,175	40,772	39,225	35,965	34,757
訪問入浴介護	6,726	6,734	6,734	4,930	4,930
訪問看護	3,092	3,459	3,096	2,985	2,985
訪問リハビリテーション	1,461	1,463	1,463	1,463	1,463
居宅療養管理指導	3,033	3,120	3,086	2,739	2,640
通所介護	53,322	54,179	52,738	49,958	47,410
通所リハビリテーション	28,465	28,501	28,220	27,332	25,887
短期入所生活介護	43,111	45,457	43,166	38,361	37,342
短期入所療養介護	13,712	13,730	13,730	13,730	12,723
福祉用具貸与	20,847	21,381	20,739	19,228	18,336
特定福祉用具購入費	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140
住宅改修費	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
特定施設入居者生活介護	5,300	5,306	5,306	5,306	5,306
地域密着型サービス (B)	260,644	262,422	260,714	245,611	236,791
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	61,195	62,721	61,013	59,415	56,220
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	66,289	66,373	66,373	59,222	56,752
認知症対応型共同生活介護	133,160	133,328	133,328	126,974	123,819
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
施設サービス (C)	737,806	738,740	738,740	719,121	676,462
介護老人福祉施設	407,735	408,251	408,251	397,200	370,659
介護老人保健施設	323,658	324,068	324,068	315,500	299,382
介護医療院	6,413	6,421	6,421	6,421	6,421
介護療養型医療施設					
居宅介護支援 (D)	44,747	45,408	44,974	42,565	39,743
介護給付費 (A+B+C+D)	1,263,781	1,273,012	1,264,271	1,211,634	1,149,115

※端数処理のため、合計数値が合わない場合もある。

(3) 地域支援事業費の推計

令和6年度（2024年度）から同8年度（2026年度）までの地域支援事業費等の推計は次のとおりです。

単位：千円

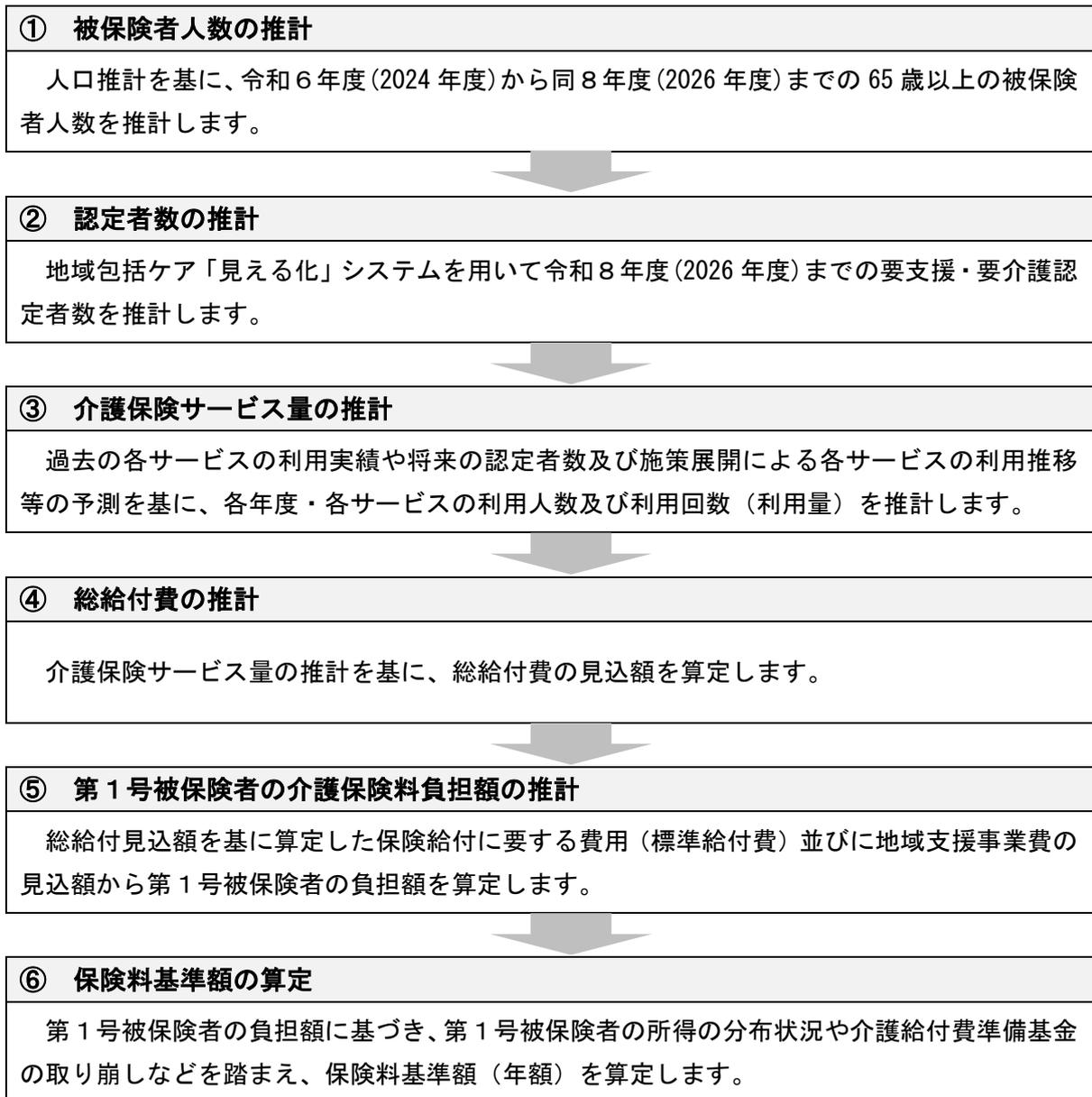
	第9期計画期間				
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費（A）	54,670	54,670	54,670	44,185	37,307
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費（B）	27,000	27,000	27,000	32,247	26,838
包括的支援事業（社会保障充実分）（C）	10,600	10,600	10,600	8,950	8,950
地域支援事業費（A+B+C）	92,270	92,270	92,270	85,382	73,095

※端数処理のため、合計数値が合わない場合もある。

2. 介護保険料の算定手順

本計画期間における介護保険事業の第1号被保険者の保険料基準額については、国が示す推計方法を踏まえて、次の手順に沿って算出しました。

前計画期間における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績をもとに推計を行い、介護保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら第1号被保険者の保険料基準額を設定する流れとなっています。



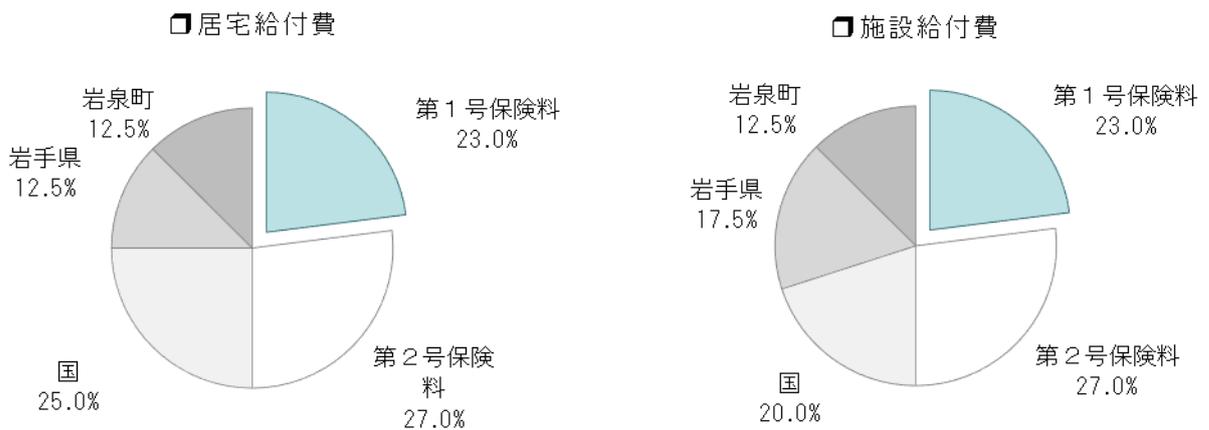
3. 介護保険の財源構成

介護保険給付等にかかる財源の半分は公費（国・県・町）で、残りの半分は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料によりまかなわれています。このうち、第1号被保険者の負担割合は、本計画期間においては23%となっています。

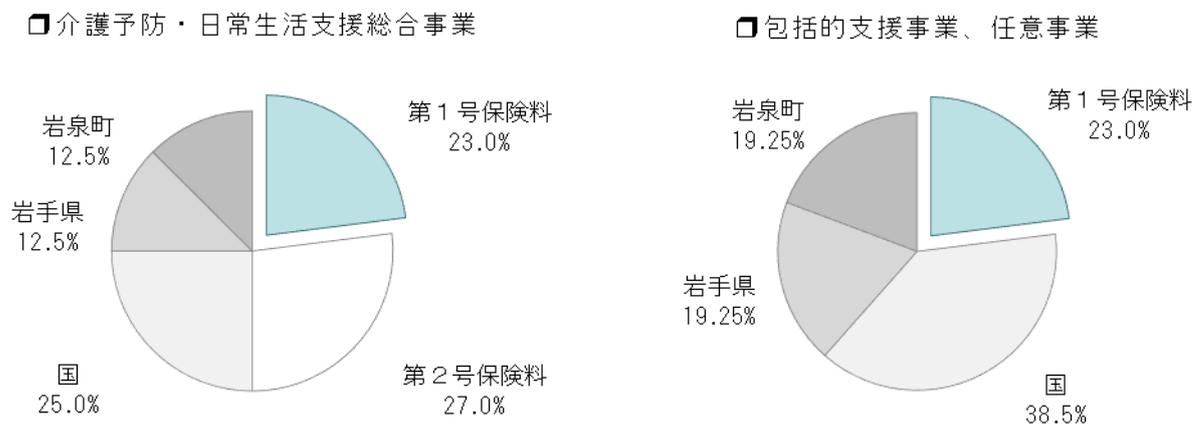
地域支援事業費のうち、包括的支援事業及び任意事業については第2号被保険者の負担はなく、その分は公費で補填されます。

また、介護保険料は負担軽減のため所得などに応じて決められます。

(1) 介護給付



(2) 地域支援事業



4. 第9期の介護保険料

(1) 標準給付費の見込額

本計画期間における各年度の総給付費等の見込額は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ45億円となることが見込まれます。

なお、見込額の算出にあたっては、現在のサービス利用の状況及びサービス基盤の状況、介護離職ゼロ及び在宅医療からの追加的需要への対応等を勘案しています。

単位：千円

	第9期計画期間					第9期 期間の合計
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	
標準給付費見込額 (A)	1,398,242	1,408,096	1,398,135	1,332,614	1,263,636	4,204,473
総給付費	1,280,440	1,289,688	1,280,837	1,227,466	1,164,487	3,850,965
特定入所者介護サービス費等 給付額	79,654	80,253	79,155	74,711	70,484	239,062
高額介護サービス費等給付額	34,968	34,968	34,968	28,241	26,643	104,904
高額医療合算介護サービス費等 給付額	2,300	2,300	2,300	1,294	1,221	6,900
算定対象審査支払手数料	880	886	874	902	851	2,640
地域支援事業費 (B)	92,270	92,270	92,270	85,382	73,095	276,810
給付費合計 (A+B)	1,490,512	1,500,366	1,490,405	1,417,996	1,336,731	4,481,283

※端数処理のため、合計数値が合わない場合もある。

(2) 第1号被保険者介護保険料

今後3年間の標準給付費及び地域支援事業費見込額の合計に第1号被保険者負担割合（23%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額を求めます。

次に本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差、準備基金取崩額と保険者機能強化推進交付金等の交付見込額を差し引いて保険料収納必要額を算出します。

この保険料収納必要額を、予定保険料収納率と被保険者数で割り、さらに月数で割ったものが第1号被保険者の介護保険料の基準額6,900円（月額）となります。

	令和6～8年度 (2024～2026年度)
標準給付費見込額（円）	4,204,472,611
地域支援事業費（円）	276,810,000
第1号被保険者負担分相当額（円）	1,030,695,001
調整交付金相当額（円）	218,424,131
調整交付金見込額（円）	452,729,000
準備基金取崩額（円）	3,300,000
市町村特別給付費等（円）	0
市町村相互財政安定化事業負担額（円）	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（円）	3,000,000
保険料収納必要額（円）	790,090,131
予定保険料収納率	98.70%
所得段階別加入割合補正後被保険者数（人）	9,668
第9期計画期間中の第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）（円）	6,900

(3) 段階別の保険料年額

算定された保険料基準額を基にした所得段階別の介護保険料は次のとおりです。

なお、基準額は第8期と変更はありませんが、国が定める標準段階等の見直しによる低所得者（1段階から3段階）の標準乗率の引下げ、9段階から13段階への多段階化による高所得者の標準乗率の引上げ等により第1号被保険者間の調整機能を高め、低所得者の保険料上昇の抑制を図っています。

※（ ）内の負担割合は、国の保険料軽減対策を勘案した割合です。

所得段階	対象者		保険料基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給中の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 		基準額×0.455 (※0.285)	37,680円 (23,600円)
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.685 (※0.485)	56,720円 (40,160円)
第3段階		第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.690 (※0.685)	57,140円 (56,720円)
第4段階	世帯の誰かが 住民税課税 だが、本人は 住民税非課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	74,520円
第5段階		第4段階に該当しない方	(岩泉町の基準額) 基準額×1.00	82,800円
第6段階	本人が 住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	99,360円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	107,640円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	124,200円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	140,760円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	157,320円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	173,880円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	190,440円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	198,720円

第8章 計画の推進について

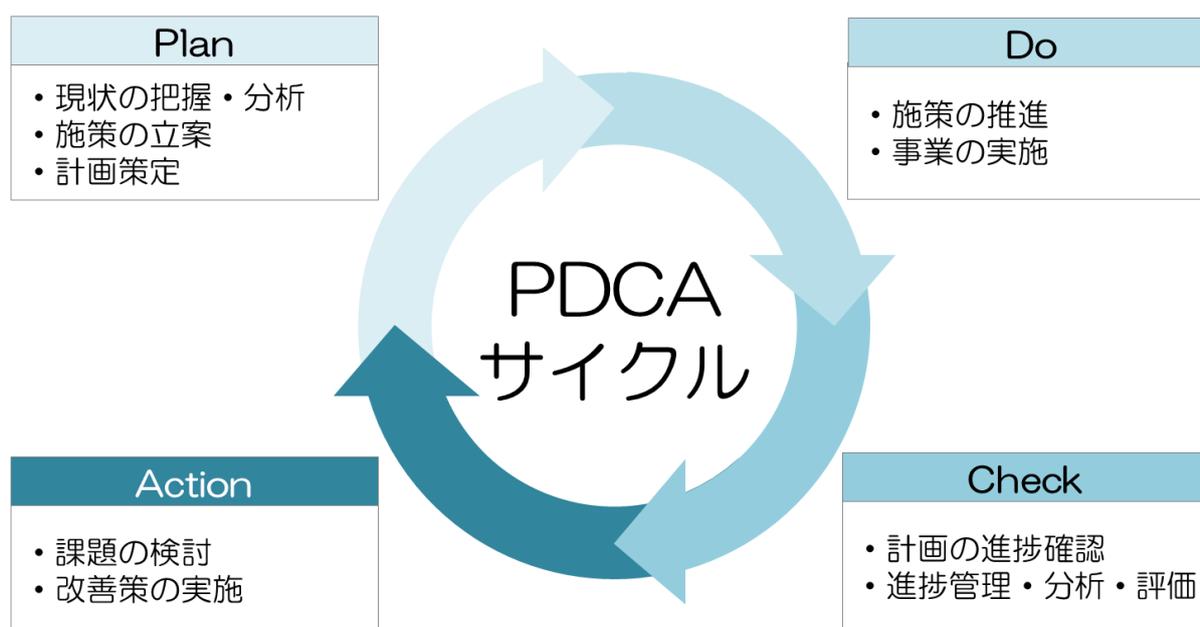
1. 関係機関、地域との連携

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けるためには、公的なサービスに加え、地域の支え合いが必要です。そこで、高齢者福祉の向上と介護保険事業の円滑な実施と併せて、地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域共生社会を実現するため、関連する施策担当課と各施策の整合を図るなど全庁的な連携を効率的・効果的に図っていきます。

住民一人ひとりが、将来の自分のこと、あるいは家族のこととして、高齢者福祉・介護に対する正しい認識を持ち、地域の担い手として意欲ややりがいを持って、自主的に行動できるよう、積極的に働きかけを行っていきます。

2. 計画の進行管理

高齢者福祉施策及び介護保険事業を円滑に推進するために、計画の進捗状況を把握し、進行を管理していきます。計画の進捗管理にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体の代表、サービス提供事業者、被保険者等で構成する「岩泉町介護保険運営協議会」において実施します。定期的に事業や施策展開の重要度や成果の達成状況について点検や評価を行い、適宜改善をしながら、より効果的な計画となるよう努めていきます。



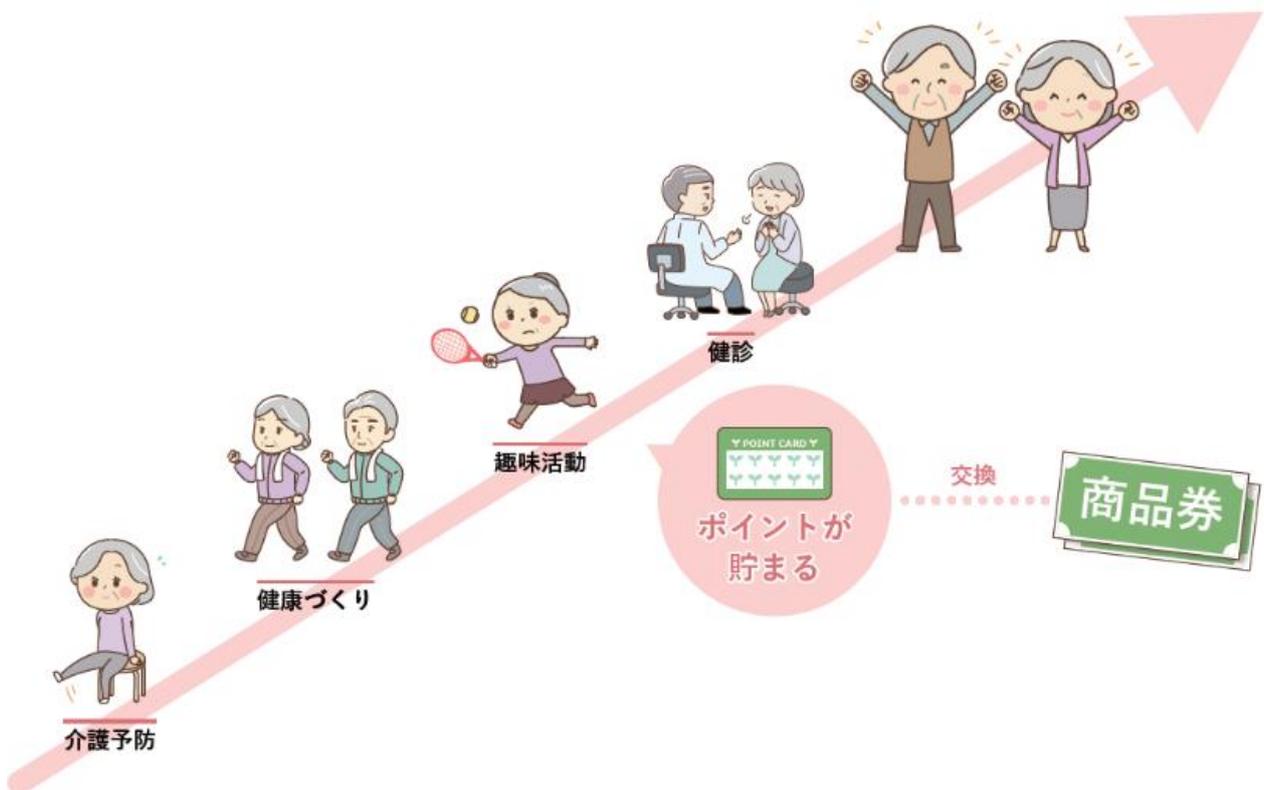
3. 保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用

平成 29 年（2017 年）の法改正により、地域包括ケアシステムを推進し制度の持続可能性を維持するための保険者機能の強化を目的に、保険者が地域の課題を分析して、自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。

これを受けて、平成 30 年（2018 年）より市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための「保険者機能強化推進交付金」が創設されました。また、令和 2 年度（2020 年度）には、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点を置いた「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

そのため、保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化を図っていきます。

□ 保険者機能強化推進交付金を活用した健幸アップポイント事業のイメージ



資料編

1. 介護保険運営協議会

(1) 岩泉町介護保険条例抜粋

(平成 12 年 3 月 8 日条例第 14 号)

(介護保険運営協議会)

第 2 条 介護保険が円滑かつ適切に行われることに資するため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(2) 岩泉町介護保険条例施行規則抜粋

(平成 12 年 3 月 31 日規則第 22 号)

(介護保険運営協議会)

第 21 条 介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者 6 人
- (2) 介護に関し学識又は経験を有する者 7 人
- (3) 介護サービスに関する事業所を代表する者 7 人

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 22 条 協議会は、委員の互選による会長及び副会長各 1 名を置くものとする。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 協議会は、町長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から協議すべき事件を示して招集の請求があったときは、町長は協議会を招集しなければならない。

3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(所掌事項)

第 24 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 地域包括支援センターの設置等の承認、運営又は事業内容評価に関する事項
- (3) 地域密着型サービスの適正な運営に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、介護保険に関する施策に関する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

(意見聴取)

第 25 条 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 26 条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

2. 岩泉町介護保険運営協議会委員名簿

任期 令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

(敬称略)

No.	区分	役 職 名	氏 名	備 考
1	学識経験者	済生会岩泉病院院長	柴 野 良 博	
2	学識経験者	大川歯科クリニック院長	大 川 義 人	
3	学識経験者	岩泉町薬剤師会薬剤師	山 口 美千代	
4	学識経験者	岩泉町民生児童委員協議会会長	前 川 超	
5	学識経験者	岩泉町社会福祉協議会会長	植 村 敏 幸	会 長
6	学識経験者	岩泉町老人クラブ連合会副会長	安 藤 勝 夫	
7	事業者	特別養護老人ホーム百楽苑苑長	三 上 久 人	副会長
8	事業者	社団医療法人緑川会常務理事	佐 藤 弘 明	
9	事業者	有限会社なかむら代表取締役	中 村 仁 志	
10	事業者	株式会社クオール取締役社長	澤 口 敏 勝	
11	事業者	医療法人仁泉会 グループホームいわいずみ管理者	似 内 ミユキ	
12	事業者	有限会社介護施設あお空 小本センター長	腹 子 晴 美	
13	事業者	株式会社ラ・サルデー グループホームよろこび管理者	有 原 幸 子	
14	被保険者代表	岩泉地区 (地域振興協議会副会長)	本 宮 正	
15	被保険者代表	小川地区 (地域振興協議会副会長)	竹 花 光 男	
16	被保険者代表	大川地区 (地域振興協議会副会長)	三 上 博	
17	被保険者代表	小本地区 (地域振興協議会会長)	長 崎 基 一	
18	被保険者代表	安家地区 (地域振興協議会会長)	合 砂 哲 夫	
19	被保険者代表	有芸地区 (地域振興協議会会長)	佐々木 精 一	

3. 策定経過

実施内容	開催年月日	詳細内容
第1回運営協議会	令和5年8月8日	①計画策定のスケジュール ②計画策定のポイント ③介護保険制度の主な改正内容の確認
住民アンケート調査	令和5年7月20日 ～8月7日	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ②在宅介護に関する実態調査
事業者アンケート調査 (第1回)	令和5年10月23日 ～11月2日	①介護タクシー利用状況調査
第2回運営協議会	令和5年11月27日	①アンケート調査結果について ②高齢者福祉事業の見直し等について ③第9期及び中長期的な介護保険事業財政と保険料の見直しについて
事業者アンケート調査 (第2回)	令和6年1月19日 ～1月26日	①介護人材実態調査
第3回運営協議会	令和6年1月25日	①計画(案)について
パブリックコメント実施	令和6年1月29日 ～2月13日	

4. 介護サービス事業所一覧（主な事業所）

サービスの種類等・事業所の名称	所在地（岩泉町）	電話番号
◆介護予防支援・第1号介護予防支援事業		
岩泉町地域包括支援センター	岩泉字惣畑 59-5	22-2111
◆居宅介護支援		
岩泉町社協指定居宅介護支援事業所	岩泉字森の越 4-14	22-3400
ふれんどりー岩泉指定居宅介護支援事業所	乙茂字上 9-12	22-5100
居宅介護支援センターすずらん	浅内字下栗畑 80-6	22-5888
◆訪問介護・第1号訪問事業		
岩泉町社協指定訪問介護事業所	岩泉字森の越 4-14	22-3400
ふれんどりー岩泉指定訪問介護事業所	乙茂字上 9-12	22-5100
◆訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護		
岩泉町社協指定訪問入浴介護事業所	岩泉字森の越 4-14	22-3400
◆訪問看護・介護予防訪問看護		
岩手県済生会岩泉病院	岩泉字中家 19-1	22-2151
訪問看護あたご（サテライト）	岩泉字太田 6-4	080-8812-9882
◆居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導		
岩泉町国民健康保険岩泉歯科診療所	岩泉字惣畑 59-5	22-4311
アイン薬局	岩泉字中家 19-1	32-3317
◆通所介護・第1号通所事業		
岩泉町社協岩泉指定通所介護事業所	岩泉字中家 38-1	22-5632
岩泉町社協小川指定通所介護事業所	門字町向 32-1	39-1015
岩泉町社協大川指定通所介護事業所	大川字下町 66-1	26-2007
デイサービスセンターやすらぎ	岩泉字中家 20-10	22-5511
デイサービスセンターすずらん	浅内字下栗畑 80-6	22-5888
◆通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション		
老人保健施設ふれんどりー岩泉	乙茂字上 9-12	22-5100
◆短期入所生活介護		
特別養護老人ホーム百楽苑	岩泉字中家 40	22-4511
◆短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護		
老人保健施設ふれんどりー岩泉	乙茂字上 9-12	22-5100
◆介護保険施設		
特別養護老人ホーム百楽苑	岩泉字中家 40	22-4511
老人保健施設ふれんどりー岩泉	乙茂字上 9-12	22-5100
◆認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護		
グループホームいわいずみ	尼額字下坪 41-2	31-1166
あお空グループホーム小本	小本字南中野 285	28-3456
グループホームよろこび	門字水上 29-19	32-3005
◆小規模多機能型居宅介護		
小規模多機能センターあお空	小本字南中野 289	28-3366

岩泉町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行日：令和6年3月

発行：岩泉町

編集：岩泉町 健康推進課 長寿支援室

〒027-0595 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5

電話：0194 (22) 2111

FAX：0194 (22) 3562
